

調査業務に関する実態把握
の取りまとめ結果

令和 7 年 6 月

総務省行政評価局

目 次

1	実態把握の目的等	1
(1)	実態把握の目的	1
(2)	実態把握した事項等	1
2	実態把握の結果	3
(1)	調査フローと業務内容等	3
ア	調査表等の作成（府省庁のみ）	3
イ	調査表等の発出・受領	7
ウ	問合せ	18
エ	データ作成・データ確認（市町村のみ）	25
オ	督促	31
カ	回答の提出・回収	35
キ	集計	42
ク	データ確認・疑義照会・データ修正	45
ケ	データ利活用	62
(2)	都道府県経由の理由、必要性等	65
ア	各府省庁	65
イ	都道府県	68
ウ	市町村	70
(3)	調査負担軽減に係る取組状況等	73
ア	外部委託	73
イ	調査事項の重複排除等の取組	75
(4)	調査業務のデジタル化等について	78
ア	調査業務のデジタル化等についての意見・要望等	78
イ	一斉調査システムの活用における課題等	82
ウ	その他調査に係る意見・要望等	96

1 実態把握の目的等

(1) 実態把握の目的

令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い地方自治体が利用する仕組みを広げていくため、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」が策定された。同方針に基づく共通化すべき業務・システムの対象として、「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会）において、「経由調査¹の一斉調査システム²の利用拡大等」が選定された。また、同依頼文書において、内閣官房行政改革推進本部事務局は、総務省行政評価局の協力を得て各府省庁が実施する経由調査に係る業務の実態を把握し、国全体の調査業務の改革・改善の観点も踏まえた推進方針案を令和7年3月末までに策定することとされた。

これを受け、本実態把握は、経由調査について、調査を依頼する各府省庁に加え、調査への回答やその取りまとめ等を実施する都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。調査によっては事業者、学校等（以下「事業者等」という。）を含む場合がある。）における調査で発生する業務の実態を詳細に把握することにより、調査全体のフローをつまびらかにするとともに、各業務の負担状況・課題、共通化の対象に選定された一斉調査システムの利用状況・課題、調査のシステム化又はデジタル化に向けた課題等を把握し、調査業務の効率化や負担軽減等の改善に資する気付きを内閣官房行政改革推進本部事務局及び内閣官房デジタル行財政改革会議事務局に提供することを目的として実施したものである。

(2) 実態把握した事項等

今回、各府省庁が実施する20調査について、府省庁及び都道府県等³に対し、次の事項をヒアリングした⁴。

実態把握した事項

	各府省庁	都道府県	市町村
1 調査フロー			
(1) 調査表等の作成			

¹ 地方自治体を經由して各府省庁が集計・分析する調査。

² 全国の地方自治体を対象とした調査・照会業務を円滑に進めることを目的とし、総務省において運用する調査・照会（一斉調査）システムのこと。事務連絡等を通知する「通知機能」と、調査等の照会・回答・督促・集計等ができる「調査機能」がある。

³ 延べ19府省庁、3地方支分部局、76都道府県、121市町村にヒアリングを実施した（一の機関において、調査の担当ごとに複数の担当課にヒアリングを実施したため、延べ数で記載している。）。

なお、1調査について、府省庁の調査担当者が業務多忙のため、ヒアリングを実施できなかったことから、対象とした調査数と府省庁数は一致しない。

⁴ ヒアリングは、令和6年12月から7年1月まで行った。

	各府省庁	都道府県	市町村
	○調査表等の作成・修正	-	-
(2) 調査表等の発出・受領			
	○調査表等の発出	○調査表等の受領 ○市町村等への調査表等の発出	○調査表等の受領等・事業者等へのデータの提供依頼等
(3) 問合せ			
	○問合せ対応	○問合せ対応	○問合せ
(4) データ作成・データ確認			
	-	-	○回答の作成（集計）・データ確認
(5) 督促			
	○督促	○督促	○督促対応
(6) 回答の提出・回収			
	○回答の回収	○回答の回収 ○回答の提出	○回答の提出
(7) 集計			
	○集計	○集計	-
(8) データ確認・疑義照会・データ修正			
	○データ確認・疑義照会・データ修正	○データ確認・疑義照会・データ修正	○疑義照会・データ修正
(9) データ利活用			
	○調査結果の公表・データ利活用	○データ利活用	○データ利活用
2 都道府県経由の理由、必要性等			
3 調査負担軽減に係る取組状況等			
	○調査業務に係る外部委託	○調査業務に係る外部委託	○調査業務に係る外部委託
	○調査フローの見直し・調査事項の重複排除等	○負担軽減のための都道府県独自の取組 ○調査の重複排除	○負担軽減のための市町村独自の取組 ○調査の重複排除
4 調査のデジタル化等について			
	○更なるデジタル化の検討	○調査に係る改善要望等	○調査に係る改善要望等

2 実態把握の結果

(1) 調査フローと業務内容等

ア 調査表等の作成（府省庁のみ）

ヒアリングを実施した 19 調査（以下単に「19 調査」という。）における調査表について、それぞれが利用する調査表の様式をみたところ、表(1)-ア-1 のとおりであった。

このうち、汎用システム⁵フォームを利用している 2 調査については、どちらも MicrosoftForms による調査であった。また、専用システム⁶フォームを利用している 2 調査について、1 調査は調査を実施する各府省庁本省（以下「本省」という。）が運用するシステムのフォームによる調査、もう 1 調査は本省が運用するポータルサイトのフォームによる調査であった。

なお、一斉調査システムの調査機能を利用する 3 調査については、同機能では調査表様式として Excel の調査表を添付する方法と同システムの調査フォームとする方法があるところ、調査表様式を Excel とする調査、一斉調査システムの調査フォームとする調査、Excel と一斉調査システムの調査フォームを併用する調査（都道府県は Excel、市町村は調査フォームで回答）がそれぞれ 1 調査ずつあった。

表(1)-ア-1 調査に用いる様式の利用状況

調査表様式	調査数	
		うち一斉調査システムの調査機能を利用する調査数
Excel	13	1
一斉調査システムの調査フォーム	1	1
Excel と一斉調査システムの調査フォーム併用	1	1
汎用システムフォーム	2	0
専用システムフォーム	2	0

（注） 当省の調査結果による。

また、調査表様式を選択した理由を聴取したところ、表(1)-ア-2⁷のとおりであり、一斉調査システムを利用する場合、自動集計や集計データの一括ダウンロードができることから同システムの調査フォームを利用している調査があった。その一方で、新たに調査フォームを作成する手間が生じることから Excel 様式とする調査や、同システムの調査フォームには条件分岐機能がないこと、以前作成した調査表をコピーして利用することができないことから、別の汎用システムフォームを利用（一斉調

⁵ 汎用性のある Web アンケートシステムのこと。

⁶ 当該調査又は事務の実施等のために府省庁が構築し、運用するシステムのこと。

⁷ 各府省庁及び都道府県等へのヒアリング結果を基に取りまとめたものであり、個別に記載文章について別途事実確認は行っていないものである。以下の表において同じ。

査システムの通知機能で汎用システムの URL を通知) している調査もあった。

表(1)-ア-2 調査表様式の選択理由

調査表様式	調査表様式の選択理由
Excel	一斉調査システムを利用すると決めてから調査発出まで時間がなかったことに加え、同システムの調査フォームでの回答様式と、別途事務連絡で調査表様式を定めていることとの関係が整理できなかったため、調査フォームでの調査方法は採用していない。調査フォームに変更することで集計業務の負担も減ると思うが、調査フォームを作成する手間が生じることや同システムの調査フォームにエラーチェック機能がないことから、現状では Excel の調査表としている。
	一斉調査システムの調査フォームについては、自動集計ができる点は便利であると思うが、条件分岐ができない点や、(設問と設問の間に) 行の追加ができない点、また、エラーチェック機能がない点が不便である。エラーチェックができない同システムを導入すると、更にデータ確認業務が大変になり、負担は大きくなると思う。また、同システム上で事業者等とやり取りできないことから、事業者等のデータの取りまとめ等、市町村の入力の手間が増えてしまうことを考慮し、Excel の調査表としている。 また、同システムで調査フォームでなく Excel の調査表を送る場合は、メールで送付する場合と余り変わらないのではないかな。
	現在、Excel の調査表を使ってコピー&ペーストで実施している作業がシステム上で実施できれば、業務の効率化にはつながると思うが、本調査は細かい数字データの入力が必要である等、調査フォームで対応できるような調査ではないように思う。 また、本調査は都道府県等からの回答修正や回答の差し替えが多いため、一斉調査システムでどこまで修正に対応できるのかが不明であり、扱いづらい。現在は Excel の調査表なので回答の修正が容易だが、調査フォームだと回答の修正に手間が掛かるのではないかな。
一斉調査システムの調査フォーム	調査業務の効率化のため、まずは Excel の調査表をやめることが前提であり、Excel を添付するという発想が余りなかった。他の調査では、調査フォームありきではなかったが、集計を手作業(事業者委託)とする負担を考えると調査フォームの方が効率的ということで調査フォームにした。ただし、令和6年度から初めて利用したこともあり、調査フォームを一から作る必要があり、負担が大きかった。
Excel と一斉調査シス	以前から都道府県を対象に Excel の調査表で調査を実施していた。新たに市町村も調査対象とするに当たって、集計が行いやすく、集計データ

テムの調査 フォーム併 用	も CSV で一括ダウンロードできるため、本省の集計の負担軽減の観点から、市町村分についてのみ一斉調査システムの調査フォームを活用している。都道府県分の集計業務であれば負担は大きくないため、都道府県は Excel の調査表のままで実施している。調査フォームの作成はそれほど難しくなく、特に負担は感じなかった。
汎用システ ムフォーム	MicrosoftForms は直感的に作りやすい上、条件分岐により入力飛ばしなどが起こらない作り方もでき、エラーが発生しにくい。また、前回作成した調査表のコピーもできるため、一斉調査システムで作成するよりも負担軽減につながると考えている。

(注) 当省の調査結果による。

調査表の作成等の負担が大きい⁸調査は3調査あり、その要因として本省は、制度改正により調査事項の変更が多数発生すること、特段の IT スキルを有していない職員がマクロを組む必要があること、調査事項の検討に当たって調査担当課室以外の他部局・他課室との調整が必要なこと、調査内容の検討等のため一度 Excel の調査表を作成し課室内の合意を得た上で一斉調査システムの調査フォームを作成する必要があることなどを挙げている。

なお、本省が調査業務を委託している事業者（以下「調査委託事業者」という。）や省内の業務改革担当課室からの技術的な支援を受けることで、調査表、集計表のマクロや Excel の関数の作成等の負担を軽減している事例もあった。

事例(1)-ア-1

調査表様式	Excel
調査表の作成等に当たって発生する業務内容	調査事項の大枠に変更は生じないが、年度によって把握すべき事項が変わるため、毎年度調査事項の検討はしている。調査事項の検討は、補佐1人、係員3人の体制で、年度明けから1か月程度を要し、課室内のみで検討する。本調査の結果は予算要求等にも活用しているため、年度の早い段階で必要な調査事項を精査し、調査要領を修正している。 調査事項を増やすと市町村の負担が大きくなるため、調査事項を増やす場合は他の調査事項を減らすようにしており、調査事項数は変わらないようにしている。 本調査は調査委託事業者に調査表にマクロを組み込む作業を委託しているため、調査事項が確定し次第、調査委託事業者にマクロの作成を依頼している。調査委託事業者の調査表作成業務に1、2か月を要してい

⁸ 「負担が大きい」は、各府省庁及び都道府県等へのヒアリング結果を基に当省が判断したもの。以下同じ。

	る。
調査表の作成等の負担が大きい理由等	毎年度事業の内容に変更が生じることがあるため、調査事項を検討する負担が生じている。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ア-2

調査表様式	Excel
調査表の作成等に当たって発生する業務内容	例年 12 月に公表した後、1 月には次の調査事項の検討を開始し、4 月には翌年度の調査を発出するが、4 月には担当者の異動があるため、3 月末までにマクロを含む調査表の作成や幹部への確認が完了できるようにする必要がある。調査事項が決まり次第、調査表の作成を開始し、完成するまで 1 か月程度を要する。 調査表の作成は、2 課がそれぞれの調査事項について調査表を作成している。 調査事項については、基本的には毎年調査している項目が基本となり、その上で、調査結果の使用頻度や都道府県等の負担、各所からの問合せ状況、数年に一度の法令改正に合わせて適宜項目の追加・削除を行っている。
調査表の作成等の負担が大きい理由等	数年に一度は法令改正により、新たな観点の調査事項の追加が発生する。また、調査表の作成についても、特に IT スキルを持っているわけではない職員がマクロを組む必要があるため、相応な負担が発生している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ア-3

調査表様式	一斉調査システム（調査フォーム）
調査表の作成等に当たって発生する業務内容	関係課室（局内 3 室、他局 2 室）に調査事項の変更等について依頼をかけ、追加調査事項の取りまとめまでに 3 か月程度の時間を要した。取りまとめ業務は 1 人で担当し、必要に応じて係内で相談しながら行っている。関係課室との調整はメールのやり取りだけであるため、そこまでの負担はないが、幹部からの調査事項の追加・変更の要望を踏まえる必要があり相応の時間が掛かった。 一斉調査システムを令和 6 年度から初めて利用したこともあり、調査フォームを一から作る必要があり、負担が大きかった。

調査表の作成等の負担が大きい理由等	幹部に了解を得るため、他部局の調査事項の追加・削除内容を説明できるレベルまで理解し説明することが困難で時間が掛かる。 調査表の作成に当たっては、室内検討等のため、まず始めに Excel の調査表を作成し、調査事項が固まってから調査フォームを作成する必要がある。本調査のように調査事項や調査表（7 種類）が多く、前年の調査表からコピー＆ペーストしなければならないような場合は、Excel よりも作成負担が大きい。 また、一斉調査システムでは設問と設問の間に追加の設問を入れようとしても追加機能がなく一度追加部分以降の設問を削除してからしか追加できないこと、市町村票と都道府県票で重複している項目があっても作成している調査表を参照してコピーを作成することができないことから、市町村票と都道府県票をそれぞれ作成する必要があるなど、使いやすい機能となっていない（翌年度以降は前年度の調査フォームを参照して作成可能）。
-------------------	---

（注） 当省の調査結果による。

イ 調査表等の発出・受領

（ア）各府省庁

19 調査の調査表等の発出手段は、表(1)-イ-(ア)のとおりであり、一斉調査システムを利用している 8 調査（一斉調査システムの通知機能を利用している 5 調査を含む。）のうち 6 調査については、同システムによる通知メールだけでは見落としや放置されることがあること、同システムの通知メールの宛先が直接の調査担当者となっておらず、同担当者に届かないおそれがあることから、同システムとメールを併用して調査表等を発出している。

なお、都道府県への調査表等の発出に当たり、地方支分部局を経由して発出している調査もあった。

表(1)-イ-(ア) 調査表の発出手段及び市町村への発出ルート

発出手段	調査数	市町村への発出ルート	
		都道府県経由	市町村に直接
メール	11	11	0
一斉調査システム	2	0	2
一斉調査システムとメール併用	6	5	1

（注） 当省の調査結果による。

また、各府省庁は調査の有無にかかわらず、日常業務における必要性から都道府県等の担当者の連絡先を毎年度更新しているため、当該連絡先の一覧を調査依頼

にも利用している調査があった。一方で、別途調査依頼と同時に調査担当者の連絡先の登録依頼を行い、都道府県の調査担当者の連絡先リストを作成している調査もあった。

なお、一斉調査システムの通知等の連絡先の更新については、上記の日常業務で必要な都道府県等の担当者の連絡先の更新とは別に、各年度末に同システムの運用事業者から都道府県等に更新依頼があり、都道府県等において同システム上で更新する必要がある。

事例(1)-イ-(ア)-1

調査依頼と同時に調査担当者の連絡先の登録依頼をしている調査の事例

調査依頼と同時に都道府県の調査担当者登録票を Excel で提出してもらっているため、調査依頼メールが調査担当者に届かないといったことはほとんどない。本省としては日常業務の中で都道府県担当者の連絡先は把握しているものの、調査についての直接の担当者となるとそれらとはまた別の担当者であることが大いにあり得る。また、督促や疑義照会時に調査担当者が分からないということや、窓口を経由して疑義照会を実施すると時間を要したり、誤った回答が返ってきたりする可能性もある。

(注) 当省の調査結果による。

一斉調査システムにより調査表等を発出した際は、基本的に同システムに登録された当該調査の政策分野に関係する都道府県等担当者に送付されている。しかしながら、新規の調査を実施する場合等は、政策分野に関係する連絡先が整備されておらず都道府県等の担当者の連絡先が不明なため、都道府県等の総務課や企画課等の総合窓口課室宛てに送付されている事例もあった。このような場合、都道府県等内で総合窓口課室から調査担当課室に調査依頼が転送されていることが想定される。

事例(1)-イ-(ア)-2

都道府県等の総務課等の総合窓口課室宛てに送付されている事例

市町村には一斉調査システムに元々登録されている企画担当というカテゴリ宛てに同システムで依頼を行っており、本調査のために名簿の作成等はしていない。

別調査ではあるが、同システムで調査依頼した際に市町村が企画担当の連絡先を更新しておらず、約 700 市町村が未読の状態となっていた調査もあった。同システムでリマインドを行うとともに、未読の市町村は基本的に同システムを確認していないため、同システムに登録されているアドレスに直接メールも送付した。それでも 50 程度の市町村から回答がなかったため、電話で督促を実施した。数日掛かり大変負担となった。

企画担当に送付している本調査においても、直接の調査担当者に届いているとは限らず、同様に未読の状態もあると考えられる。
--

(注) 当省の調査結果による。

また、一斉調査システム等の利用により、都道府県を経由せず本省が市町村に対して直接、調査表の発出等のやり取りをすることになった場合には、本省において市町村の連絡先を管理する必要があることを懸念する意見があった。

事例(1)-イ-(ア)-3

市町村の連絡先を管理する必要があることを懸念する意見

本省としては日常業務でも都道府県を経由して市町村とやり取りをしており、本調査においても都道府県を経由して依頼する方が円滑に依頼できるものとする。もし都道府県を経由しない場合、本省において、市町村までの宛先の管理をする必要が発生することが負担増としてデメリットになると考えられる。

本省と市町村が直接やり取りをする場合、地方支分部局や都道府県の業務負担は減るが、地方支分部局や都道府県を経由した方が市町村の宛先の管理がしやすく、調査依頼の発出時等のトラブルが発生しにくいのではないかと。また、全市町村の回答集計等を本省が行う必要が発生するため、本省の業務負担の観点からも経由した方が良いと思われる。
--

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 都道府県

① 調査表等の受領

都道府県は、上記 2 (1) イ (ア) のとおり、本省からメールや一斉調査システムにより発出された調査表等を受領しているが、同システムとメールを併用して発出された調査表等を受領している 20 都道府県のうち、5 都道府県についてはメールのみで調査依頼を確認し、同システムの通知メールは確認していなかった。

なお、メールの見落とし防止のため、メール振り分け担当者がメールの内容に応じ各担当者にメールを振り分けている事例があった。

事例(1)-イ-(イ)-1

メール振り分け担当者がメールの内容に応じ各担当者にメールを振り分けている事例
--

メールによる調査依頼とは別に、一斉調査システムからも通知メールが調査担当課室の組織メールアドレス宛てに送付される。調査担当課室の組織メールボッ

クスには多数のメールが受信・格納され、業務繁忙の中で課室内の各職員が全てのメールの内容を個別に確認できないため、課室内のメール振り分け担当の職員が内容を確認後、課室内の班別のサブフォルダに振り分けている。各班に振り分けられたメールを各班内の職員がそれぞれ確認し対応している。 このため、同システムからの通知メールも調査担当者に届かないということはない。
--

(注) 当省の調査結果による。

また、都道府県における調査表等の受領について、直接の調査担当者ではない総務課等の総合窓口課室が受領し、そこから複数の課室に調査依頼の転送が必要な事例、一斉調査システムで発出された調査表等のデータを LGWAN⁹（総合行政ネットワーク）にアクセスする端末（以下「LGWAN 端末」という。）から職員が業務で使用している端末（以下「業務用端末」という。）に移し替える必要がある事例があった。

事例(1)-イ-(イ)-2

都道府県の総務課等の総合窓口課室が受領し、そこから複数の課室に調査依頼の転送が必要な事例
企画担当宛てに調査依頼メールが届き、同担当が調査事項を確認したところ、A 課の事務にまたがる内容であったため、A 課に調査表の作成を依頼した。A 課は、B 課の事務に関する調査事項があったことから、B 課に回答を依頼した。 (注) 本省においては都道府県の調査担当者連絡先名簿の更新を行っておらず、前年度の調査担当者宛てに調査表等を送付しているため、調査担当者の異動等により、前年度調査担当者から翌年度調査担当者へのメールの転送が行われる。
一斉調査システムで発出された調査表等のデータを LGWAN 端末から業務用端末に移し替える必要がある事例
一斉調査システムには LGWAN からアクセスできるが、セキュリティの関係で業務用端末からアクセスできないため、当担当の執務室には 1 台しかない共有の LGWAN 端末からアクセスする必要がある。 このため、LGWAN 端末から、同システムにアクセスし、ダウンロードした調査表等のデータは、LGWAN 端末から USB メモリで業務用端末へのデータ移行が必要（LGWAN 端末にはメール送信機能はない。）となり、この場合、別途、データ移行に係る課長等の情報管理者の承認が必要となる。 なお、令和 6 年度の調査では資料が少なかったため、上記のデータ移行方法をとらず、まず、LGWAN 端末から調査表等をダウンロードし、紙で印刷及び出力し

⁹ 地方自治体相互及び地方自治体と国との間で、行政情報を安全かつ効率的にやり取りするために整備された閉域ネットワークのこと。

て、印刷したものをスキャナーで読み取り PDF ファイルを作成し、当該 PDF ファイルを業務用端末に送付し、保存した。
--

(注) 当省の調査結果による。

調査表等の受領の負担が大きい都道府県は 6 都道府県あり、その要因として都道府県は、都道府県のネットワークセキュリティによりマクロを含む調査表が受領できないため大容量ファイル転送システムでの再送を依頼しないといけないこと、調査依頼が異動時期や繁忙期と重なることを挙げている。

事例(1)-イ-(イ)-3

調査表等 受領方法	メール
調査表等の受領に 当たって 発生する 業務内容	本省から発出された調査表等は、調査担当者がメール及び大容量ファイル転送システムで受領し、調査担当課室の共有フォルダに保存する。
調査表の 受領の負 担が大き い理由等	メールに添付された調査表は、都道府県内ネットワークセキュリティ環境により、無害化处理（マクロの削除等）が施される。このため、調査依頼のメール受領後、調査表を大容量ファイル転送システムで再送するよう本省に依頼している。 本省から大容量ファイル転送システムで届いた調査表は、課内共有の業務用端末のソフトでダウンロードし、USB メモリで調査担当者個人の業務用端末に移行する。 なお、本調査に限らずマクロが組み込まれた Excel 様式を受領する際には、基本的に同様の業務手順で受領している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-イ-(イ)-4

調査表等 受領方法	一斉調査システム、メール
調査表等の受領に 当たって 発生する 業務内容	一斉調査システムにより届いた依頼文書、Excel の調査表については、大部分の回答を担当する取りまとめ課室の調査担当者が課室内の電子決裁を経て共有フォルダに保存している。 なお、本調査について一部の調査事項は、取りまとめ担当課室以外の所管となるため、その所管課に対して回答の作成を依頼している。

調査表等の受領の負担が大きい理由等	令和6年度の本調査の対応時期である4月から5月は、職員の異動時期であることに加え、決算業務、補助金等の実績報告、他の調査対応等で非常に多忙であることから負担を感じている。令和5年度は、7月から8月頃に調査依頼等があったため負担感がかなり軽減された。そのため、令和7年度以降の本調査については、5年度と同様に7月から8月頃での実施としてもらいたい。
-------------------	---

(注) 当省の調査結果による。

② 調査表等の発出

都道府県から市町村等への発出は、基本的にメールで行われている(60/63 都道府県)が、都道府県独自システムを活用して発出している事例(3 都道府県)があった。

なお、市町村等への調査表等の発出に当たっては、都道府県の支庁(以下単に「支庁」という。)を経由して発出している都道府県もあった。

事例(1)-イ-(イ)-5

都道府県独自システムの事例	
	情報共有機能とデータベースを併せ持った kintone ベースのコミュニケーションツールであり、本システムの主な機能として、通達や通知等の書類データを管内市町村に共有できる「書庫アプリ」や、各市町村が調査担当者の宛先をシステム上で登録・更新することができる「担当者名簿アプリ」等が実装されており、調査・照会業務に使う「調査取りまとめアプリ」により、システム上で調査依頼の一斉発出(メール通知)、提出状況の確認、回答データの一括ダウンロード等が可能である。
	LGWAN を利用したオンラインストレージサービスであり、本システムの主な機能として、システム上で調査依頼の一斉発出(メール通知)、市町村の依頼受領(開封)状況、回答状況の確認(※)、回答データの一括ダウンロード等が可能である。 (※) 依頼受領(開封)状況及び回答状況については、市町村が確認ボタンを押すことで都道府県において確認が可能となる。

(注) 当省の調査結果による。

都道府県における調査表等の発出に当たっては、本省から受領した調査表等の市町村への発出に加え、発出決裁を行っているほか、都道府県独自の資料等の作成、本省が作成した調査表の加工などを行っている都道府県があった。

事例(1)-イ-(イ)-6

都道府県独自の資料等を作成している事例	
独自に依頼文書（主任が案を作成し、主査の確認を経て施行されており、決裁手続はとられていない。）を作成し、都道府県管内の 20 市町村に対し、調査表等をメールで一斉送信した。 （本調査は課長通知により毎年の提出日が決められているが、）メールを送信している理由は、市町村の担当者が異動した場合に、本調査の回答提出が失念されることを避けるためである。メールには、本調査の根拠規定である課長通知や報告様式のほか、市町村の回答負担軽減のため、都道府県が独自に作成した記載例を添付している。同記載例は、過去の市町村からの報告において入力誤りが多かった回答欄に留意点を記載しているほか、他の統計調査等のデータを引用する回答欄に、引用する統計調査の具体的名称や公表時期を付記している。 また、参考送付している報告様式も、「年度」の記載を調査実施年度に修正しており、各市町村からの報告後に、できるだけ市町村への確認や修正依頼を省略できるよう、工夫をしている。	
本省が作成した調査表を加工している事例	
市町村の負担軽減の観点から、本調査の調査事項のうち都道府県では把握ができない事項に絞った調査表を作成し、依頼文書(市町村の A 担当課室及び B 担当課室宛て)と合わせて管内市町村に対し、メールで依頼している。 なお、B 担当課室の連絡先は把握していないため、A 担当課室から転送してもらっている。	

(注) 当省の調査結果による。

また、調査表等の発出の負担が大きい都道府県は 6 都道府県あり、その要因として都道府県は、民間事業者のデータを抽出して市町村に送付する必要があること、調査表等の差し替えなどにより市町村への再送が発生することなどを挙げており、都道府県独自システムによって調査表を発出している都道府県においては、一部事務組合には別途メールを送付したり、調査表等の受領状況を市町村に確認したりする業務が生じている。

事例(1)-イ-(イ)-7

調査表等 発出方法	メール
調査表等 の発出に 当たって 発生する	市町村への発出に当たって事業者リストの作成が必要であり、民間事業者の台帳システムから CSV 形式でデータを取り出してもらい、共有フォルダに Excel に変換して保存、Excel のフィルター機能を用いて事業者に関するデータのみを抽出、抽出したデータを本省から指定さ

業務内容	れた事業者リスト様式にコピー＆ペーストをし、手作業で空欄箇所の修正や並び替えを行っており、これらの業務には1人で5時間から6時間を要している。 そのほか、都道府県としての調査依頼事務連絡の作成（前年度送付したものから時点の更新）、前年度の市町村の回答ファイルの整理をした上で、課内で電子決裁（課長以下2人程度）を経て、管内市町村にメールで一斉に送付している。決裁には1日から2日程度を要しており、発出に当たっての業務全体で1週間程度を要している。
調査表等の発出の負担が大きい理由等	本調査では、本省から、事業者リストを都道府県で作成し、市町村への調査表の発出と併せて送付することが求められている。しかし、同リストを作成するには、上記のデータ抽出業務に時間を要するほか、抽出したデータを指定様式に適合するようにコピー＆ペーストを行う必要があり、これらの業務に時間を要している。 同リストを市町村への調査表等の発出と併せて送付する目的は、市町村が同リストと市町村データとの整合性を確認してから回答を記入することができるようにするためだと考えられるが、一部の市町村では同リストを活用せずに回答を行っているため、都道府県のデータ確認でリストとの不整合がある場合には疑義照会が必要となる手間が発生している。 まずは市町村が調査表の回答を行い、その後に都道府県が不足しているデータ入力を行う方式に変更すれば、データ入力業務を一度で完了でき、都道府県等の業務時間も十分に確保できることから、本省は都道府県に対して同リストの作成・送付させることをやめるべきである。

（注） 当省の調査結果による。

事例(1)-イ-(イ)-8

調査表等 発出方法	メール
調査表等の発出に 当たって 発生する 業務内容	調査担当者が、業務内容、回答期限、留意事項等を記載した都道府県としての調査依頼事務連絡を作成し、本省から送付された調査表等を添付して、課内の決裁（決裁者3人）を経て、管内市町村にメールで一斉送付（BCC）した。 これらの事務作業は、調査担当者が、他の業務への対応をしながら、計数十分程度で行ったものであり、特段の業務負担はなかったが、市町村に送付した後、本省から、調査表等の一部に誤り（年度の記載誤り、エラーチェックツールの修正等）があったとして差し替えるよう指示があり、市町村に調査表等を二度再送する必要があった。

調査表等の発出の負担が大きい理由等	調査表等の発出自体には特段の負担はないが、二度も調査表等の差し替えが生じ、その都度、市町村に再送しなければならなかった。 仮に、都道府県を経由することなく、本省が直接、市町村に調査表等を送付する形とすれば、都道府県が再送する必要がなくなり、業務負担の解消になるのではないか。
-------------------	---

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-イ-(イ)-9

調査表等 発出方法	都道府県独自システム
調査表等の発出に 当たって 発生する 業務内容	調査担当者（1人）が、都道府県としての調査依頼事務連絡を作成し、決裁を行った上で、同事務連絡、調査表等を都道府県独自システムで発出した（市町村への調査表等は同システムにアップロードし、一部事務組合への調査表等はメールに添付して送付）。同事務連絡は、例年ほぼ同じ様式のため、作成・決裁にはほとんど時間を要さない。 同システムでは、市町村が調査の依頼を確認した場合に確認ボタンを押すこととなっており、確認ボタンが押されていない場合には、都道府県では市町村が調査の依頼を確認したか分からない。同システムから自動で送信されるメールを確認したのみで確認ボタンを押さない市町村が一部あるため、調査担当者（1人）が電話で調査表等の受取確認の連絡をしている。
調査表等の発出の負担が大きい理由等	市町村の調査表等は都道府県独自システムにアップロードできるが、一部事務組合の調査表等はメールに添付して送付する必要があるため二度手間である。 また、同システムから自動で送信されるメールを確認したのみで受領確認ボタンを押さない市町村が一部あるため、都道府県の調査担当者（1人）が電話で調査表等の受取確認の連絡をする必要があるため、余計な手間が掛かっている。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市町村

市町村は、本省又は都道府県から、メール、一斉調査システム又は都道府県独自システムにより発出された調査表等を受領している。

一斉調査システムのみで調査表等を受領している20市町村のうち5市町村においては、同システムの仕様上、通知メールを開封すると、同通知メールが格納されている受信ボックスから自動的に別のボックスに移行されてしまうことから、複数課宛てに調査表が発出された際に、調査依頼の見落としや対応状況の確認がで

きないことを懸念している事例があった。

事例(1)-イ-(ウ)-1

一斉調査システムのみで調査表等を受領している調査において調査依頼の見落とし等を懸念している事例
一斉調査システムの連絡先については、組織メールアドレスを登録しており、当該アドレスで同システムから自動発信された通知メールを受信している。 同システム上で通知等を一度開封すると、同通知の内容が受信ボックスである「新着案件（未処理）」から「処理中案件」という別のボックスに移動してしまうため、照会の宛先が複数ある場合に調査担当者が案件を見逃すことがある。

(注) 当省の調査結果による。

また、調査表等を受領した市町村のうち、調査の内容が複数課にまたがっている 33 市町村においては、調査の取りまとめ担当課室から別の担当に対し、電話、メール、市町村の独自システム（庁内グループウェア）、口頭などの方法で回答依頼している事例があった。

事例(1)-イ-(ウ)-2

電話又はメールで別の担当への回答依頼をしている事例
取りまとめ担当課室では、一斉調査システムで受信した調査表の様式（Excel）を同課室の共有フォルダに保存している。 本調査の回答に当たっては、取りまとめ担当課室のほか 4 課の担当業務に係る内容が含まれていたため、各課に電話又はメールで照会し、回答内容を取りまとめ担当課室が報告している。
市町村の独自システムで別の担当への回答依頼をしている事例
本省からの依頼を、取りまとめ担当課室が一斉調査システム（調査フォームで回答する調査）で受領したが、調査表の内容は複数課にまたがるものであったため、前年度までの回答状況等を元に、取りまとめ担当課室で設問ごとに担当課を依頼時に参考添付された Excel の調査表に明記した上で、庁内グループウェアの To-Do 機能を活用し各担当課に回答を依頼した。
口頭で別の担当への回答依頼をしている事例
調査表は、取りまとめ担当課室の組織メールアドレスと調査担当者 1 人の個人メールアドレスで受領し、担当課室の共有フォルダで保存しており、回答に当たっては、他課室が所管する業務に係る調査内容が含まれていたため、他課室の調査担当者にメール、紙媒体及び口頭で照会を行い、担当課室で取りまとめて報告した。

(注) 当省の調査結果による。

調査表等の受領の負担が大きい市町村は 8 市町村あり、その要因として市町村は、複数の課室との調整の必要があること、セキュリティによりマクロを含むファイル等を受領できず再送依頼しなければならないことなどを挙げている。

事例(1)-イ-(ウ)-3

調査表等 受領方法	一斉調査システム
調査表等の受領に 当たって 発生する 業務内容	市町村の窓口である企画担当課が本省から一斉調査システムで調査表等を受領後、本調査の内容を確認し、本調査に関連する事業を行う A 課及び B 課にメールで調査表の作成を依頼している。 企画担当課には各府省庁や都道府県から毎日のように、多数の調査の依頼があり、各調査の内容の確認や調査担当課室との調整が輻輳することが大きな負担になっている。 特に、同システムの宛先が企画担当課に設定されたものは、「既存の他の担当に属さない事項」に分類されることから、調査内容が多岐にわたるため、調査事項に対応可能な課室に割り当てる必要が生じ、企画担当課の負担はより大きくなる。 時期を問わず市町村には常日頃から、各府省庁や都道府県などから多くの調査依頼がある。特に小さな市町村にとっては人員も少ない中、それら多くの調査依頼が本来業務を圧迫し、非常に負担となっている現状がある。
調査表等の受領の 負担が大 きい理由 等	小規模市町村では企画担当課の職員は少人数で複数の事務を所掌しているため、業務や調査実施時期によっては負担が生じる場合がある。 各府省庁が行う調査の設計の段階で、調査に関係する各府省庁間で調整し、各府省庁から市町村の調査担当課室に直接依頼してもらえれば、調整業務を減らすことができ、企画担当課の負担は軽減できる。特に、複数の課室にまたがる調査については、関係府省庁間での事前調整が必要であると思料する。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-イ-(ウ)-4

調査表等 受領方法	メール
調査表等の受領に 当たって 発生する	都道府県から受領した調査表等は、課の共有フォルダに保存している。 また、毎年度実施されている調査のため、供覧等を行わず、口頭で本調査の依頼があった旨、課内で共有している。本調査は、調査担当課室以外の課室の対応の必要はないため、他課室への情報共有はしていない。

業務内容	令和6年度の調査では、都道府県からメールで依頼があったが、メールではマクロが組まれた調査表を受領できないトラブル等が発生したため、再送を依頼する必要があった。
調査表等の受領の負担が大きい理由等	本調査に限らず、市町村のセキュリティポリシーにより、マクロが組まれたファイルをメールで受信することができないことが課題となっている。また、個人のメール閲覧容量も限られているため、メールに容量の大きい調査表等が添付されると他のメールを受信することができなくなり、他の業務にも支障が出ている。 このため、一斉調査システムのように、システム上で調査表をダウンロードして入手できる方法の方が、マクロが組まれた調査表を受領することができるため望ましい。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 問合せ

(ア) 各府省庁

19 調査の問合せ方法については、表(1)-ウ-(ア)のとおりであり、1 調査は MicrosoftForms で問合せを受け付けている。

都道府県を経由せず市町村からも直接本省に問合せを受け付けている調査は 6 調査あり、その理由として、問合せ件数が少ないことから都道府県の負担軽減のため本省が直接問合せを受け付けている調査があった。このほかに、問合せ先を調査委託事業者としている調査、問合せのやり取りに MicrosoftForms を利用して行う調査もあった。

表(1)-ウ-(ア) 問合せの方法及び市町村からの問合せルート

問合せ方法	調査数	市町村からの問合せルート		
		都道府県経由	市町村から直接	どちらも可
メール	17	12	1	4
電話	17	11	1	5
システム	1	0	0	1

(注) 当省の調査結果による。

また、問合せ対応の負担が大きい調査は 3 調査あり、その要因として本省は、MicrosoftForms で問合せを受け付けた際にその旨の通知が来ないため定期的にシステム上での確認が必要となること、複数の課室が関係する調査を実施している場合、それぞれの該当部分に係る問合せについて回答作成の割り振りが必要となること、都道府県等において調査要領や Q&A がよく確認されていないことを挙げている。

事例(1)-ウ-(ア)-1

市町村からの 問合せルート	市町村から直接
問合せ方法	MicrosoftForms
問合せ対応に 当たって発生 する業務内容	問合せについては MicrosoftForms で計 150 件ほど受け付けており、問合せ内容としては、記入要領に書いてあるが念のための確認の趣旨のもの、調査の作りや記載が分かりにくいとするもの、市町村の事例が特殊であり回答方法が分からないものなどで、内容自体はそれほど難しくなく一つ一つの回答負担はほぼないが、同じような質問に何度も対応する作業が負担であった。 同じような質問が多いものは Q&A を作成して送付したが、Q&A を確認せずに質問してくる都道府県等もあった。Q&A は調査表を送付した一斉調査システムのフォーム上でも周知できるが、資料を出したことを通知するには別の通知で発出する形を取るのが良いと考え、調査依頼とは別通知で同システムにより送った。 都道府県等から MicrosoftForms の問合せフォームにより問合せが来た場合、同フォーム内で問合せ内容が随時更新される仕組みになっているが、本省の調査担当者にメール等の通知は来ないため、定期的に MicrosoftForms にログインをして確認する必要がある。また、本調査は複数の課室と共同して実施しているものであるため、関係課室には問合せフォームの URL を共有して随時確認・回答してもらうこととしたが、想定以上に多くの質問が入力されたため、最終的には取りまとめ担当課室で 1 日に 2 回ほどログインして関係の課室に回答作成を割り振る必要があり負担感のある作業であった。 また、基本的に MicrosoftForms で受け付けることとしているが、都道府県等の回答期間の 1 か月は都道府県等から電話でも 1 日当たり 1 件から 2 件ほど問合せを受けていた。
問合せ対応の 負担が大きい 理由等	都道府県等が MicrosoftForms に問合せを記入しても本省の調査担当者にメール等の通知は来ないため、定期的に取りまとめ担当課室が確認する必要がある。また、関係課室への問合せの場合は、回答を担当する課室の割り振りが生じる。 市町村から直接問合せを受けることもあるが、一斉調査システムを使って都道府県を経由せずに調査を実施していることもあり、問合せに関して必ず都道府県を通すようにとは言えない。仮に都道府県を経由することにしても、調査内容を把握していない都道府県から、本省に転送されるだけであり負担軽減にもならない。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ウ-(ア)-2

市町村からの 問合せルート	都道府県経由
問合せ方法	メール、電話
問合せ対応に 当たって発生 する業務内容	基本的に都道府県から問合せが来るが、まれに市町村から直接問合せが来ており、その際は都道府県を経由して問合せをするよう依頼している。都道府県からの問合せは電話かメールで来ており、複雑な内容の問合せは調査依頼と併せて発出している様式に記入し、メールに添付して提出してもらうよう依頼している。 依頼発出時に市町村からの問合せは都道府県を経由するよう本省から明示的に指示しているわけではないが、都道府県が依頼を展開する際に指定している可能性はある。本省としても市町村の回答を取りまとめているのは都道府県であるため、問合せ内容の共有の観点から都道府県を経由する方がよいと考えている。 2日に1件程度の頻度で来ているが、回答に当たっては過去の調査との整合性を確保するため、同様の質問に対する前年度以前の回答を確認する必要があり、内容次第では1件の対応に半日程度の時間を要する場合がある。
問合せ対応の 負担が大きい 理由等	都道府県等において、調査要領や留意事項などにきちんと目を通せば本省に問合せする必要のないものもあるが、本省も都道府県等も調査担当者の異動等があるため、問合せを受けた場合には丁寧に対応するようにしている。複雑な内容は様式を利用することとしており、電話よりも問合せの内容が明確になることや組織として過去の問合せ内容及び回答内容を引き継ぐためにも有効であると考えている。 様式などで寄せられた問合せについては、既に調査要領などに記載している内容もあるが、翌年度の調査に向けて調査要領などへの追記について検討することとなる。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ウ-(ア)-3

市町村からの 問合せルート	都道府県経由
問合せ方法	メール、電話
問合せ対応に 当たって発生	調査の内容に関する問合せについては本省が、システムの問合せに関してはシステムの保守・運用などを委託している調査委託事業者の

する業務内容	ヘルプデスクが対応している。 問合せは内容を記録するためメールを基本としている。作業要領とともに Q&A を配布しており、前年度までの問合せ内容を踏まえた更新を行っている。 問合せは都道府県を経由して届き、例年 150 件程度であるが、記載要領と Q&A に記載されている内容で判断可能な内容もある。 本省の問合せ対応は基本的に 2 人で行っており、過去の事例と照らし合わせる作業により 1 件当たりおおむね 30 分程度の時間を要する。 調査は継続的なものであり、内容についても各年度で大きな変更はないが、問合せ件数は例年変わらない状況である。
問合せ対応の負担が大きい理由等	市町村等の問合せは都道府県にて取りまとめた上で本省に届くが、本省の担当者が 2 人であること、回答に当たり過去の類似事例での対応と照らし合わせる必要があることから、どうしても相応の作業時間は必要になってくる。 今後も問合せ件数を減らすため、作業要領や Q&A の更新は続けていく。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 都道府県

市町村から都道府県への問合せについては、メールか電話で行われており、システムで問合せが行われている事例はなかった。

都道府県を経由して実施している調査については、基本的に市町村からの問合せは都道府県に対し行われているが、問合せ先として調査依頼の事務連絡等に本省の連絡先が記載されている場合は、市町村に対し、本省に直接問合せをするよう教示している事例もあった。

事例(1)-ウ-(イ)-1

都道府県を経由して調査を実施している場合で、市町村からの問合せは本省に対して行うよう市町村に対して教示している事例
調査依頼事務連絡に、問合せ先として本省の連絡先が記載されていたため、市町村から都道府県に問合せがあった場合は、本省の連絡先に直接問合せをするよう教示している。 また、一斉調査システムに接続できない等の問合せは、同システムからの通知メールに記載された同システムのヘルプデスクに問合せをするよう教示した。

(注) 当省の調査結果による。

問合せ対応の負担が大きい都道府県は 44 都道府県あり、その要因として都道府

県は、Q&A や記載要領が提供されないこと、年度当初の繁忙期と重なることを挙げている。

事例(1)-ウ-(イ)-2

問 合 せ 方 法	メール、電話
問 合 せ 対 応 に 当 た っ て 発 生 す る 業 務 内 容	市町村からの問合せは、支庁において、メール又は電話で対応することとしており、支庁で回答できる場合は、支庁から市町村に回答する。支庁で回答できない場合は、支庁から都道府県本庁（以下単に「本庁」という。）にメール、電話及びチャット（都道府県独自システムの機能）で問合せを行い、本庁で回答できる場合は、本庁から、支庁を通じてメール又は電話で市町村に回答する。本庁で回答できない場合は、本庁からメール又は電話で本省に問合せを行う。支庁や市町村が直接本省に問合せを行うことはない。 問合せの件数は多くないが、Q&A がないため何度も同じ内容の照会への回答を行う必要があり、支庁も含めたやり取りが発生しているため、事務が煩雑である。 なお、Q&A については、令和 5 年度の調査の依頼時に本省から提供されたが、6 年度の調査では提供されなかった。
問 合 せ 対 応 の 負 担 が 大 き い 理 由 等	令和 6 年度の調査においては、本省から調査の依頼時に Q&A が提供されなかったが、市町村からは、5 年度の Q&A に記載されているものと同じ内容の照会が寄せられるケースもあることから、Q&A があれば、市町村からの問合せも減り、負担を減らせるのではないかと。 また、Q&A は、回答内容の統一（バラツキの防止）にも役立つ側面があるため、Q&A については毎年提供してほしい。

（注） 当省の調査結果による。

事例(1)-ウ-(イ)-3

問 合 せ 方 法	メール、電話
問 合 せ 対 応 に 当 た っ て 発 生 す る 業 務 内 容	市町村からの問合せは、都道府県の担当者（3 人）において、メール又は電話で対応することとしており、市町村への調査依頼事務連絡に問合せ先として都道府県の担当者の連絡先を記載している。 都道府県で回答できる場合は、都道府県の担当者から市町村に回答しており、都道府県で対応できない場合は、都道府県の担当者から本省に問い合わせしている。

問 合 せ 対 応 の 負 担 が 大 き い 理 由 等	どの区分にデータを入力すればよいかなど、調査項目の解釈に係る問合せが多く、1 件当たりの対応に時間が掛かることから、問合せ対応に負担感がある。 問合せの件数削減に向け、本省にはデータ入力区分の統合などの調査事項の簡略化や、記載要領等の充実を検討してほしい。
---	--

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ウ-(イ)-4

問 合 せ 方 法	メール、電話
問 合 せ 対 応 に 当 た っ て 発 生 す る 業 務 内 容	令和 6 年度は管内市町村のうち、約 4 分の 1 の市町村の調査担当者が新任であり、主にこの新任の担当者から計 20 件ほど都道府県に問合せが来ている。都道府県では Q&A は作成していないが、本省の Q&A に基づき市町村に回答している。 地方支分部局からは、市町村からの問合せは都道府県を通じて行うように言われており、20 件ほどの問合せのうち、数件は都道府県から地方支分部局に問合せをしている。
問 合 せ 対 応 の 負 担 が 大 き い 理 由 等	市町村からの問合せは 4 月と 6 月に集中するが、いずれも年度当初で他の業務が集中する繁忙な時期であり、問合せの対応には負担を感じている。解消するには調査時期をずらすことも考えられるが、調査のデータは交付金の申請ともリンクしており、時期をずらすのは難しいのではないかな。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市町村

市町村から本省又は都道府県に対する問合せは、基本的にメール又は電話で行われているが、汎用システム（MicrosoftForms）で問合せを行う事例もあった。

事例(1)-ウ-(ウ)-1

問合せを汎用システムで行っている事例	
	本調査に限らず、都道府県を経由して行われる各府省庁からの調査に係る問合せは都道府県を経由して行っているため、令和 5 年度の本調査についても問合せが必要な場合は都道府県を経由していたが、6 年度から本調査に係る本省への照会は、MicrosoftForms が導入されたことで、市町村から本省に直接問合せができるようになった。

(注) 当省の調査結果による。

一斉調査システム等の利用により都道府県を経由せず実施している調査については、市町村から都道府県に問合せをした事例はなかったものの、もし問合せをする場合は、基本的に市町村から本省に対して行うとする意見、通常の業務において日頃からやり取りをしていることから、同システム等の利用により都道府県を経由せず調査を実施している場合でも市町村からの問合せは都道府県に対して行うとする意見があった。

事例(1)-ウ-(ウ)-2

一斉調査システム等により都道府県を経由せず調査を実施している場合でも市町村からの問合せは都道府県に対して行うとする意見

問合せを行う場合は、通常の業務において日頃からやり取りを行っている都道府県の調査担当課室に問い合わせる。

本調査の調査依頼事務連絡には問合せ先として本省の連絡先が記載されているが、通常の業務で基本的に本省に問い合わせる前に都道府県に問合せを行っているため、本調査でも同様の流れで行うことになるのではないかと。

(注) 当省の調査結果による。

また、都道府県経由で実施する調査のうち、市町村が都道府県を経由せず本省に対して直接問合せを行う調査については、本省が委託した調査委託事業者が問合せ先とされている調査、調査依頼事務連絡の問合せ先が本省の調査担当者とされている調査であり、特段の理由なく本省に直接問い合わせる市町村はなかった。

なお、基本的には日頃からやり取りをしている都道府県に対して問合せを行っているが、緊急性が高い場合は本省に問合せを行い、緊急性が低い場合は都道府県に問合せを行うなど、問合せ内容によって問合せ先を選択しているが、本省に直接問合せをすることに抵抗感があるとする事例があった。

事例(1)-ウ-(ウ)-3

問合せ内容によって問合せ先を選択しているが、本省に直接問合せをすることに抵抗感があるとする事例

緊急性が高い場合には本省に直接問合せをし、緊急性が低い場合には都道府県に問合せをする。必ず都道府県を経由して問合せをするなどの決まりはないが、電話やメールにより本省に直接問合せをすることには抵抗感がある。

(注) 当省の調査結果による。

なお、問合せの負担が大きい市町村はなかった。

エ データ作成・データ確認（市町村のみ）

（ア）データ作成

市町村は、回答の作成に当たって事業者等にデータ提供依頼をしている場合（28市町村）があり、基本的にはメールで事業者等に依頼している。事業者等にデータ提供依頼をしている市町村の中には、市町村で独自の資料を作成し依頼している事例（後述の事業者等へのデータ提供依頼の負担が大きい事例）、市町村が事業者等のシステムにアクセスし調査表との整合性を確認している事例、調査事項の追加・変更により、事業者等が行うデータの抽出のためシステム改修を行った事例、事業者等に手渡しで調査表等の回答依頼をしている事例があった。

なお、日常業務で利用している業務パッケージソフトの運用事業者からデータ提供を受けている事例もあった。

事例(1)-エ-(ア)-1

市町村が事業者等のシステムにアクセスし調査表との整合性を確認している事例
市町村では、ある分野に係る事務処理等の業務を事業者 A に委託している。事業者 A が行った事務処理等のデータ等は、事業者 B が運用するシステムで一元管理し、市町村でも事業者 B のシステムにアクセスし、データを閲覧することができる。 市町村では、本省からの調査依頼を受け、事業者 A に調査表に必要なデータを記入するようにメール本文に記載する形で依頼（そのための鑑文や事務連絡等は作成していない。）している。事業者 A からの回答を受領した後、市町村において事業者 B が運用するシステムにログインし、調査表の内容との整合性を確認している。
データの抽出のためシステム改修を行った事例
調査事項の一部について、本調査の政策分野に係る情報集約をしているシステム（本省と事業者等が共同開発）から事業者等がデータの抽出を行っている。以前、調査事項の追加があった際に、調査に必要なデータを連携するシステム改修を行い、予算流用や契約事務等の業務に計 5 日程度の業務が発生した。
事業者等に調査表等を手渡しで回答依頼をしている事例
市町村は、事業の運用を事業者等に委託しており、都道府県から送付された調査表等は市町村の調査担当課室で全て印刷し、市町村の調査担当課室と同じスペースで業務に当たっている事業者等の担当者に手渡しして依頼している。依頼に当たって事務連絡は作成していない。 事業者等の担当者は、事業者等が回答できる部分について手書きで調査表に記載し、市町村の調査担当課室に手渡しで回答している。
日常業務で利用している業務パッケージソフトの運用事業者にデータ提供を受けている事例

市町村では、日常業務で利用するため、民間事業者の業務パッケージソフトを導入しており、同ソフト内の調査に必要なデータの集計を、民間事業者にメールや電話で依頼している。このデータは、毎年度、本調査のために必要となるため、本省の依頼よりも前に、データの提供を依頼している。

本調査のための集計ではあるが、集計を委託業務に含めているため、データ提供の依頼時には本調査に関連する資料等は発出していない。

(注) 当省の調査結果による。

事業者等へのデータ提供依頼の負担が大きい市町村は 3 市町村あり、その要因として市町村は、事業者等の負担軽減のため、市町村において本省から送付された調査表を加工する必要があることなどを挙げている。

事例(1)-エ-(ア)-2

データ提供 依頼方法	メール
データ提供 依頼に当た って発生す る業務内容	調査事項のうち、市町村で把握できない事項について、事業者等にデータの提供を依頼している。事業者等へのデータの提供依頼に当たり、調査担当課室独自に事業者等依頼用の Excel の調査表を作成している。事業者等依頼用の調査表を作成しているのは、市町村で把握できない調査事項のみ依頼することにより記入箇所を明確化することや、入力しやすい様式（本省の調査表のような事業者等ごとの表ではなく、業務単位ごとの表としている。）とすることにより、事業者等の業務負担を軽減するためである。 事業者等依頼用の調査表の作成について、令和 6 年度は、前年度の事業者等依頼用の調査表を基に、調査事項に変更がある場合は変更点を追加等して作成し、事業者等にそれぞれメールで依頼している。依頼メールには、事業者等依頼用の調査表、本省の調査要領を添付し、メール本文に前年度の調査で間違いが多かった事項など留意点を記載し送付した。令和 6 年度は、前年度の事業者等依頼用の調査表を基に作成できたが、本省の調査表はシートが保護されており、行列の削除ができないことから、初めて事業者等依頼用の調査表を作成した際は大変だったと考える。 本調査は、1 人で担当しており、調査表の作成には、他の業務と並行しながら、計 3 時間から 4 時間程度の時間を要した。
データ提供 依頼の負担 が大きい理	事業者等の負担軽減のため、調査事項のうち市町村で把握できない事項のみ事業者等に依頼することとしているが、本省の調査表ではシートが保護されており行列の削除ができないこと、事業者等記載事項

由等	の明確化のため事業者等ごとの横長の調査表を業務単位ごとの縦の調査表とすることなどにより、独自に事業者等依頼用の調査表を作成する業務が生じている。
----	--

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-エ-(ア)-3

データ提供 依頼方法	メール、郵送
データ提供 依頼に当た って発生す る業務内容	本調査に係る事業はA方式、B方式の2種類があり、本省からの調査はA方式の利用状況のみが対象となっているが、市町村では、市町村内全体の状況を把握するため、B方式の利用状況等も把握する調査を同時に実施している。 都道府県から届いたExcelの調査表については、事業者等に照会しないと分からない調査事項があるため、事業者等にデータの提供を依頼している。都道府県から届いたExcelの調査表を事業者等にそのまま郵送又はメールで送付しても、本調査に関わる事業者等には高齢者が多いことなどから対応が容易でないことを踏まえ、本省から示された調査事項を事業者等に分かりやすい用語や表現に修正した独自の調査表を作成している。市町村独自の調査表の作成は従前からであるが、令和6年度においては、事業者等における回答業務の一層の負担軽減に資するため、調査表に担当課であらかじめ前年度の回答内容を記入しておき、5年度末現在で変更があった項目のみ記入してもらうこととした。また、ほとんどの事業者等には郵送で調査依頼を行っている。 上記の業務は担当者1人が他の業務と並行しながら行っているが、都道府県からの調査依頼のメールが届いてから事業者等にデータの提供を依頼するまでに費やした時間は、1日約2時間で20日程度である。
データ提供 依頼の負担 が大きい理 由等	本調査に関わる事業者等は個人事業主か高齢者が多く、都道府県から届いたExcelの調査表をそのまま送って記入してもらうことは現実的に難しい。このため、従来から、Excelの調査表で回答が求められている調査事項について、事業者等に分かりやすい用語や表現に変えて作成した独自の調査表を作成し、事業者等に送付して回答を依頼している。 令和6年度の実施の際、事業者等における一層の負担軽減を図るため、事業者等に記入を求める独自の調査表の様式を見直し、前年度調査の回答内容が分かるように事前に記入した上で、変更箇所のみを記

	入してもらうように改めた。 市町村において毎年度、事業者等の負担軽減に向けた方策を実施・検討しているが、これが負担になっている。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

回答を作成するに当たり、本省が運用する専用システムや市町村が日常業務で使用しているパッケージソフト等のデータを利用している市町村（36 市町村）があった。

市町村が日常業務で使用しているパッケージソフトについては、市町村ごとに民間事業者から調達したシステムであり、各府省庁から標準仕様を示されたものではないため、市町村で標準化されたシステムを利用し本省とデータ連携することで調査が不要になるとの意見があった。

事例(1)-エ-(ア)-4

本省が運用する専用システムを利用している事例	
本省から提供のあったシステムを利用して回答を作成している。各年度末に、都道府県を経由して本省からシステムの改修に伴う改修プログラムのダウンロード及びセットアップの依頼が送付される。 市町村では、セキュリティの関係上、改修プログラムのダウンロードに当たって情報セキュリティを所管する課室に申請・承認を得る必要がある。申請は電子申請であるため 10 分程度で作業が完了するが、承認が下りるまでには 2 日間から 3 日間程度の期間を要している。 承認が下りた後、システムに改修プログラムをダウンロードし、セットアップを実施している。本作業には 2 時間から 3 時間を要する。	
本省が構築し、全国で運用する統計システム及び同システムの業務支援ツールを利用している。事業における対応経過を業務支援ツールに入力し、同システムにより出力した集計表を本省に月次報告しているが、本調査の回答作成に同システムや業務支援ツールを活用する機会は一部しかない。	
市町村が日常業務で使用しているパッケージソフト等のデータを利用している事例	
市町村は、回答の作成に、一般競争入札で導入した業務パッケージソフトを活用している。同ソフトは、本省や都道府県の標準仕様が表示されて構築したものではなく、市町村の制度などを踏まえて作成した仕様書にて入札を行い導入したパッケージ製品のため、導入後も、制度改正などに合わせてメンテナンスを行っている。	
本市町村では、民間事業者が提供する台帳システムを平成 23 年度から利用しており、許可事務等の情報を入力・管理している。同システムは、期間を指定してデー	

タを集計し、Excel ファイルに帳票出力することが可能で、本調査の回答作成に活用している。 なお、同システムは、連動する他の業務システムが運用停止する影響で、令和 7 年 10 月以降は利用できなくなる見込みで、今後は本省が平成 29 年度から提供しているシステムを利用することを検討している。
市町村で標準化されたシステムを利用しデータ連携することで調査が不要になるとの意見 業務のためのシステムについて、全ての市町村において標準化されたシステムを使用し、本省や都道府県とデータの連携ができれば調査という形で依頼しなくてもよくなるのかもしれない。ただし、業務のためのシステムは市町村ごとに異なっており、共通化されていない。

(注) 当省の調査結果による。

また、回答の作成の負担が大きい市町村は 32 市町村あり、その要因として市町村は、回答の作成の際に参照する業務システムから抽出したデータを加工する必要があることや、データ提供を依頼している事業者等への回答作成支援や督促に負担が発生していることなどを挙げている。

事例(1)-エ-(ア)-5

回答の作成に当たって発生する業務内容	市町村は、一般競争入札により導入した業務パッケージソフトを回答の作成に活用しており、同ソフトから抽出したデータを Excel で集計し、調査事項に沿った回答データに加工している。
回答の作成の負担が大きい理由等	市販品の業務パッケージソフトに入力されたデータから調査事項に沿ったデータを抽出するのみでなく、抽出したデータを加工しており、負担となっている。 負担解消の一案として、業務パッケージソフトから抽出した情報を自動計算できるようなシステムを本省から提供してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-エ-(ア)-6

回答の作成に当たって発生する業務内容	回答の作成に当たっては、前年度の報告内容からの複写や、市町村で把握しているデータの入力に加えて、事業者等から入手した回答データを集計の上、調査表に入力している。 回答期限を過ぎても回答がない事業者等（5 事業者等程度）もいるため、未回答の事業者等に対しては、電話及びメールにて督促を行っている。 そのほか、事業者等からの回答内容を確認した後に、事業者等に対
--------------------	---

	して内容の確認をすることが多く、全体の約3割の事業者等に照会を行っている。
回答の作成の負担が大きい理由等	管内には、回答作成を依頼している事業者等のうち事務担当者が不在で事務作業に慣れていない職員が業務を担当している事業者等が約3割あり、そのような事業者等には市町村の調査担当者が個別に回答作成を支援する必要があるため、市町村の負担が大きくなっている。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) データ確認

市町村におけるデータ確認方法としては、9割以上の市町村が目視による突合を行っており、そのほか、Excelの関数やマクロを利用している事例があった。

このうち、市町村独自のエラーチェックツールを作成している事例があるが、その理由としては、本省から送付された調査表がマクロ設定やシート保護によって加工ができないこと、調査表のエラーチェック機能の不具合により正しい数値を入力してもエラーと表示される場合があることを挙げている。

事例(1)-エ-(イ)-1

市町村独自のエラーチェックツールを作成している事例	
本省から送付された調査表のエラーチェックボタン（マクロ）で論理的に矛盾する回答がないか確認する。さらに、調査表とは別に市町村で確認用のExcelファイルを作成し、事業者等の回答と、市町村が把握しているデータをExcelの関数及び目視で突合した。データ確認は、担当者1人で工数は4日から5日程度で行った。 また、調査表のエラーチェック機能は、正しい数値を入力してもエラーと表示されることがあり、事業者等からエラー解消方法の問合せがあった。何度かボタンを押すとエラーの表示が消えることもあるが、エラーが生じたままでも回答を提出するよう依頼した。 調査表は、マクロ設定やシート保護によって加工ができず、目視以外の方法でデータ確認することが難しい。また、列数・行数が多いため印刷すると視認性が著しく下がる。このため、市町村の調査担当者は、調査表とは別にマクロ未設定の確認用Excelファイルを作成する必要がある。	

(注) 当省の調査結果による。

また、データ確認の負担が大きい市町村は14市町村あり、その要因として市町村は、本省から送付された調査表にマクロ設定やシート保護がされている影響で、調査表を全選択してのコピー&ペーストによる転記を行うことができないことから、手入力で回答を作成していることにより転記ミスが発生し、データの確認に時間が掛かってしまっていることなどを挙げている。

事例(1)-エ-(イ)-2

データ確認方法	目視による突合、マクロ
データ確認に当たって発生する業務内容	事業者等から提供されたデータは市町村では把握していない事項であるため、明らかな記入ミスと思われるものを目視で確認するとともに、本省の調査表に転記した後、マクロのエラー表示が出ていないかのみ確認している（本省の調査表はマクロにより、調査表の各シートの入力項目のエラーの有無を確認できる仕様となっている。）。 事業者等から提供されたデータを本省の調査表に転記する際、コピー＆ペースト又は手入力で作業しており、転記ミスもあるため、他の職員と目視で突合し確認している。 他の職員との目視での確認後、明らかな記入ミス及びマクロでエラー表示となっている事項について、事業者等に問い合わせ、正しいデータを確認している。
データ確認の負担が大きい理由等	本省の調査表はシートが保護されていること、また、プルダウンがあること、本省の調査表を加工して事業者等依頼用の調査表を作成していることから、事業者等から提供されたデータを全選択して、コピー＆ペーストすることができない。このため、コピー＆ペーストできる箇所はコピー＆ペーストで、できない箇所は手入力する作業が生じている。また、手入力することにより、転記ミスも発生しており、データ確認等の作業に時間を要している。

（注） 当省の調査結果による。

オ 督促

（ア）各府省庁

19 調査の督促については、表(1)-オ-(ア)のとおりであり、市町村のみに督促を実施している調査はなく、全て都道府県を経由して督促を実施していた。

なお、督促を実施していない調査が2 調査あり、いずれも回答率 100%を求める調査ではなかった。

表(1)-オ-(ア) 督促方法及び市町村への督促ルート

督促方法等	調査数	市町村への督促ルート	
		都道府県経由	市町村に直接
メール	13 (2)	11 (1)	2 (1)
電話	15 (3)	13 (2)	2 (1)
システム	2 (2)	1 (1)	1 (1)
督促未実施	2	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、一斉調査システムの調査機能を利用している調査数である。

3 複数回答のため、調査数の合計は 19 調査にならない。

また、督促の負担が大きい調査は 3 調査あり、その要因として本省は、一斉調査システムの調査機能を利用している調査の場合、同システムの督促機能を利用しても未読又は未対応の市町村は基本的に同システムを確認していないため、メールや電話での督促が必要となること、調査委託事業者が督促しても回答しない都道府県等に対し本省から督促をしなければいけないことなどを挙げている。

なお、同システムの調査機能を利用している 3 調査については、いずれも同システムの督促を実施しても提出がない都道府県等に対し、メールや電話でも督促を実施している。

事例(1)-オ-(ア)-1

市町村への督促ルート	市町村等に直接
督促方法	一斉調査システム、メール、電話
督促に当たって発生する業務内容	市町村には一斉調査システムでリマインドを実施する。提出のない都道府県等には直接メールを送付し、それでも提出のない場合には電話で督促することになるため、督促の負担はそれなりにある。
督促の負担が大きい理由等	未読又は未対応の市町村は基本的に一斉調査システムを確認していないため、同システムでリマインドを行っても気付かない可能性が高く、結局メールや電話での督促が必要となる。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-オ-(ア)-2

市町村への督促ルート	都道府県経由
督促方法	メール、電話
督促に当た	回答期限 1 週間前にリマインドメールを全都道府県に対して BCC で一

って発生する業務内容	斉送付している。また、回答期限を過ぎても未提出の都道府県に対しては個別に電話で督促を実施している。督促を実施した都道府県は全体の4、5割程度である。
督促の負担が大きい理由等	令和6年度は豪雨などの災害対応等で市町村等の回答が遅れてしまった影響で、都道府県における市町村の回答の回収が遅れてしまったため、回答期限の時点での回答の回収率が低調であった原因として挙げられる。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-オ-(ア)-3

督促先	都道府県経由
督促方法	メール、電話
督促に当たって発生する業務内容	回答期限時点での回収率は、50%程度である。当初は調査委託事業者が都道府県等に対し督促をしていたが、それでも提出しない都道府県等に対しては本省から電話で督促する必要がある。令和6年度の調査では、都道府県には20件程度、市町村には5、6件ほど督促することとなり、一番大変な業務であった。
督促の負担が大きい理由等	一斉調査システムの（調査機能でなく）通知機能を利用しているのみであり、督促機能は使えないため、本省か調査委託事業者からメールか電話で督促することになる。 回答期限時点の未提出が多く督促が負担となっているが、回答の提出が遅れてしまう理由としては、市町村の回答作成に当たって事業を委託している事業者に照会する必要があると思われる項目があり、市町村の回答作成にかなりの時間と負担が生じた結果、回答期限までに管内市町村の回答がそろわないなどの事情があると考えている。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 都道府県

都道府県から市町村への督促については、メールか電話で行われており、システムで督促が行われている事例はなかった。

また、一斉調査システムの調査機能を利用している場合は、本省から同システムで市町村に督促の通知を発出できるが、督促の通知をしても回答がなかったため、本省から都道府県に、市町村に対する督促を依頼した事例があった。

市町村への督促の負担が大きい都道府県は9都道府県あり、その要因として都道府県は、督促を複数回行う必要があること、督促が必要な市町村数が多いこと、調査依頼が繁忙期や夏季休暇と重なることを挙げている。

事例(1)-オ-(イ)-1

督促方法	メール、電話
督促に当たって発生する業務内容	都道府県は市町村に対し、回答期限翌日にリマインドメールを送付した上で、適宜電話で督促している。督促の電話は、取りまとめ担当1人が回答期限翌日から回答の回収が完了するまでの約20日間、他業務と並行して行っている。本調査は、調査表ごとに回答期限が異なる（3パターン）ため、同様の督促業務を3回行う必要がある。令和6年度の作業においては、管内市町村の約半数が都道府県の回答期限に遅れ、督促が必要となった。
督促の負担が大きい理由等	都道府県から本省への回答期限に合わせ、市町村から都道府県への回答期限が3パターンあるため、それぞれの回答期限ごとに督促を行う必要がある、都道府県の負担となっている。 このため、本省への回答期限の統一（最も遅い回答期限に統一）を検討する必要があるのではないか。 なお、令和6年度における市町村からの提出日をみると、仮に回答期限を最も遅い日に統一した場合、回答期限に間に合わなかった管内市町村のうち、半数の市町村は回答期限を遵守できることとなり、督促の負担は半減する。

（注） 当省の調査結果による。

事例(1)-オ-(イ)-2

督促方法	メール、電話
督促に当たって発生する業務内容	市町村への督促は、調査担当者7人で分担してメール又は電話により行っている。 市町村の提出状況はExcelで管理しており、回答期限を経過している市町村に対して調査担当者から督促を実施しており、1市町村につき5分程度の時間を要している。毎年度おおよそ5割の市町村に督促を行っており、修正分を含めると、同一市町村に複数回の督促が必要なこともあるため、市町村への督促については、負担に感じることがある。
督促の負担が大きい理由等	督促の必要がある市町村数が多いこと、また、一部の市町村には繰り返し督促することから、負担が生じている。市町村の調査担当者が本調査に回答する時期が事業者等の繁忙期や夏季休暇期間と重なるため、回答を作成する余裕がないのではないか。 また、督促回数を減らすため、回答期限を延長する方法が考えられるが、延長された回答期限を市町村が遵守できるとは限らないため、現状のままでやむを得ないのではないか。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-オ-(イ)-3

督促方法	メール、電話
督促に当たって発生する業務内容	回答期限時点では、管内市町村のうち半数程度が未回答になっている。そのため、回答期限の直前（当日）と同期限の2日後から3日後にメールで督促を行い、それでも回答がない市町村には電話での督促を行っており、電話で2回から3回督促が必要な市町村もある。 督促は調査担当者1人で行っているが、未回答の市町村が多いため大きな負担が生じている。
督促の負担が大きい理由等	別途実施される交付金の実績報告と本調査では、回答する内容及び回答時期が重複しており、市町村では交付金の実績報告の方を優先して対応していると思われるため、都道府県への回答が遅れるのではないかと。調査を一本化することで負担解消につながるのではないかと。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市町村

督促を受けた市町村は24市町村であり、メール(18市町村)、電話(6市町村)、一斉調査システム(4市町村)で督促を受けており、中には複数の方法で督促を受けている市町村もあった。

カ 回答の提出・回収

(ア) 各府省庁

19 調査の回答の回収方法については、表(1)-カ-(ア)のとおりであり、5 調査（都道府県経由又は市町村から直接のどちらでも可の1 調査を含む。）は都道府県を経由せず市町村から直接回答を回収しており、そのうち、1 調査はメールのみで回答する調査（回答は任意のもの）、4 調査はシステムのみで回答する調査であった。また、システムのみで回答する調査のうち、2 調査は一斉調査システムで回答する調査、2 調査はMicrosoftForms で回答する調査であった。

なお、MicrosoftForms で回答する調査については、LGWAN 端末を利用しているため一部の都道府県等がMicrosoftForms のURL にアクセスできず、メールで回答の回収を行った事例もあった。

表(1)-カ-(ア) 回答の回収方法及び市町村等からの回答ルート

回答回収方法等	調査数	市町村等からの回答ルート		
		都道府県経由	市町村から	どちらでも可
メールのみ	12	11	0	1
システムのみ	6	2	4	0
メール及び郵送	1	1	0	0

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 都道府県

① 市町村からの回答の回収

都道府県における市町村からの回答の回収については、基本的にはメールで行われている(48/55 都道府県)が、前述の都道府県独自システムで調査表等の発出が行われた調査は、同システムにより回答が回収されている。

また、メールでの回答の回収に加えて、郵送(又は持込み)で回答の回収をしている調査(3 調査 6 都道府県)があり、郵送により回収をしている理由として、データ確認や市町村に対するヒアリング審査において、一覧性があり、確認や書き込みがしやすい紙媒体の調査表等を利用していることを挙げている。

事例(1)-カ-(イ)-1

郵送で回答の回収をしている事例
電子媒体で提出される調査表等については、メールで回答を受領次第、担当者 1 人が業務別に振り分けられた課の共有フォルダに回答を保存する。電子媒体で提出される調査表等以外の紙媒体で提出される調査表等については、郵送で回答を受領次第、担当者 1 人が随時、文書受付及び内容確認を行う。 回収手段が郵送である理由は、回収後の市町村とのヒアリングに向けて、紙媒体で調査表等のデータ確認を行うためである。 市町村からの提出については、まず、郵送や持込みによる紙媒体での提出を求めている。提出された紙媒体の資料の内容を確認し、市町村への疑義照会及び市町村によるデータ修正が完了した後、システムに取り込むための CSV データをメールにより提出するよう市町村に依頼している。これらの業務は、調査担当者 7 人で分担して実施している。 なお、紙媒体の資料の提出を求めているのは、データで提供を受けると 1 事業者等につき約 10 ファイルを開いて確認する必要があるが生じ、確認業務に膨大な時間が掛かってしまうことや、紙媒体の方が一覧性がありコメントや確認事項の書き込みがしやすいためである。

	本調査では、調査の回答とそれに関連する資料を事前に紙媒体等で市町村に提出させてヒアリング審査を行い、ヒアリングでの指摘事項を踏まえて、修正した回答を提出するよう依頼している。 回答の提出に当たっては、システムのデータ等を印刷した紙媒体とそれらの電子媒体を PDF 化し、メール、大容量ファイル転送システムや CD-R の郵送等で回収している。
--	---

(注) 当省の調査結果による。

市町村からの回答の回収の負担が大きい都道府県は 5 都道府県あり、その要因として都道府県は、ネットワークセキュリティの問題により市町村に対する調査表の再送の依頼が発生すること、短い調査期間の中で回収業務を行う必要があることなどを挙げている。

事例(1)-カ-(イ)-2

回答回収手段	メール
回答の回収に当たって発生する業務内容	市町村から、調査表を添付したメールで回答を回収するが、調査表が開けないなどの不具合が生じた市町村に、メールの再送やマクロ未設定の調査表で再回答するよう依頼している。 管内市町村の約 3 分の 1 の市町村がマクロ未設定の調査表により回答した。
回答の回収の負担が大きい理由等	都道府県は LGWAN でメールを利用している。しかし、市町村からメールで提出された調査表は、LGWAN によるファイル無害化処理によって Excel のマクロ設定が削除され、調査表が開けないなどの不具合が生じることが多い。 このような場合、都道府県は市町村に対してマクロ未設定の調査表で再回答するよう依頼しており、回答回収に係るやり取りに二度手間が生じている。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-カ-(イ)-3

回答回収手段	メール
回答の回収に当たって発生する業務	支庁において、管内市町村からメールで回答を回収し、データ集計、データ確認、疑義照会を行い、本庁に提出するための決裁を経た後、本庁が設定した回答期限までに本庁宛てにメールで回答を提出している。

内容	本省からは回答期限を厳守するよう求められているため、本庁調査担当者（1人）において、各支庁の回答回収後に行うデータ集計、データ確認、疑義照会等の業務を含め、本省から示された回答期限までに対応している。 直近の調査においても、本省から示された回答期限までに、回答を提出している。
回答の回収の負担が大きい理由等	短い回答期限の中で、支庁も経由しつつ管内市町村の回答について、回答の回収、集計、データ確認、疑義照会、疑義照会の結果を踏まえて市町村がデータ修正を行った調査表の受領までを行う必要があるため負担が大きい。

（注） 当省の調査結果による。

② 本省への回答の提出

都道府県の本省への回答の提出は、メール（50 都道府県）又はシステム（8 都道府県（うち一斉調査システムで提出しているのは1 調査4 都道府県））で行われている。また、メールで提出している都道府県のうち、9 都道府県が大容量ファイル転送システムを利用して提出している。

また、都道府県の大容量ファイル転送システムが本省のセキュリティの問題で使用できない事例や、調査表の容量の関係で何通かに分けてメールを送付している事例があった。

事例(1)-カ-(イ)-4

都道府県の大容量ファイル転送システムが本省のセキュリティの問題で使用できない事例
提出方法はメールによるが、提出資料のデータ容量が大きいことから、大容量ファイル転送システムを利用している。都道府県で通常使用している大容量ファイル転送システムは、本省のセキュリティ上の問題で使用できなかったため、本省に対して、本省の同システムの URL 発行を依頼し、データのアップロードにより提出している。
調査表の容量の関係で何通かに分けてメールを送付している事例
市町村の調査表、都道府県の調査表及び本省への回答メールの案についてグループ長までの紙決裁を行う。都道府県の調査表及び本省への回答メールの案については印刷の上決裁に添付し、市町村の調査表については印刷せず、必要に応じて決裁ルート上の職員が共有フォルダを確認することとしている。 決裁後、本省にメールで回答を提出しているが、調査表のデータ容量が大きいため4 通に分けて送付する必要がある。負担と言えば負担ではあるが、一斉調査システム等で提出する場合は、業務用端末から LGWAN 端末にデータを移し替えて

提出しなければならないことを踏まえると、システムによる回答の方が負担が小さいとは言えない。

(注) 当省の調査結果による。

回答の提出に係る負担が大きい都道府県は 4 都道府県あり、その要因として都道府県は、同一調査であっても調査表ごとに回答期限が異なるため、回答の提出に係る作業を複数回行わなければならないことなどを挙げている。

事例(1)-カ-(イ)-5

提出方法	メール
回答の提出に当たって発生する業務内容	都道府県では、課内の各調査担当から取りまとめ担当に、本省への回答期限 3 日前までに提出されることとなっている。取りまとめ担当は、課内の各調査担当の回答を集約し、決裁後メールで本省に提出する。
回答の提出の負担が大きい理由等	本省への回答期限が調査表ごとに 3 パターンあるため、決裁も三度実施する必要があることが負担になっている。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市町村

市町村の本省又は都道府県への回答の提出方法については、表(1)-カ-(ウ)のとおりであり、本省に直接回答する場合はシステムで提出することが多く、都道府県経由で回答する場合はメールで提出することが多い。

市町村から本省に直接メールで回答している調査(2 市町村)は、都道府県の取りまとめが任意(市町村から本省に直接回答が可能)とされている調査である。

一斉調査システム以外のシステムを利用して市町村から本省に直接回答している調査(12 市町村)は、汎用システム(MicrosoftForms)で回答している調査であり、市町村からシステムを利用して都道府県経由で回答している調査(9 市町村)は、都道府県独自システムで回答をしている調査であった。

市町村から都道府県に郵送で回答している調査(8 市町村)は、都道府県から回答に係るヒアリングのために紙資料の提出を求められている調査(5 市町村)、市町村が回答に当たって事務連絡を提出している調査(1 市町村)、理由は不明とする調査(2 市町村)であり、いずれもメールでも回答を提出している。

表(1)-カ-(ウ) 市町村の回答の提出方法

	メール	システム	郵送
本省に直接	2	26 (14)	0
都道府県を経由	78 (5)	15	8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、一斉調査システムの調査機能を利用している調査数である。

3 複数回答のため、合計は 121 市町村にならない。

回答の提出の負担が大きい市町村は 28 市町村あり、その要因として市町村は、一斉調査システム等に Excel データのアップロードができず Excel 等からシステムに回答を転記する必要があること、紙決裁のために調査表の印刷や印刷範囲設定が必要なこと、紙で提出するため印刷やインデックスを付ける作業が必要なことなどを挙げている。

事例(1)-カ-(ウ)-1

回答提出方法	一斉調査システム
回答の提出に当たって発生する業務内容	複数の課室から回答内容を回収し、市町村の回答内容として一つの Excel ファイルに取りまとめ、取りまとめ担当課室内決裁後、一斉調査システムの回答フォームに転記し回答した。前年度は同様に取りまとめ担当課室内の決裁後、Excel ファイルを添付したメールにより都道府県に提出した。
回答の提出の負担が大きい理由等	複数の課室からの回答内容を一斉調査システムから回答フォーマットを出力した Excel ファイルに取りまとめ、取りまとめ担当課室内決裁後、取りまとめ担当課室職員が同システムの回答フォームに転記しており、転記ミスが発生する可能性がある。同システムで、フォーマット形式の調査内容を Excel 形式で出力することは可能であるものの、市町村の回答を Excel 形式でアップロードすることは不可能であるため、業務負担がある。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-カ-(ウ)-2

回答提出方法	本省が運用する専用システム
回答の提出に当たって発生する業務内容	複数の課室から提出された調査表を取りまとめ課室担当者が集約し、Excel の調査表を見ながら本省が運用する専用システム上の回答フォームに 1 問ずつ回答を入力していく。1 人で計 4 時間程度の業務量となっている。
回答の提出の負担が大きい	本調査は令和 2 年度まで、市町村が Excel の調査表を都道府県に提出し、都道府県が管内市町村分を取りまとめて本省に提出する方

理由等	法で実施されていたが、3年度から本省が運用する専用システム上で回答を入力する方法に変更された。 しかし、回答準備用に Excel の調査表も受領しており、市町村では一旦 Excel の調査表に回答を取りまとめてデータ確認をしていることから、完成した Excel の調査表を見ながら改めて本省が運用する専用システムに1問ずつ回答を入力する手間が増えたため、システム化によりかえって負担が増している。 本省が運用する専用システムに Excel データをアップロードすることで回答できるような仕様にしてほしい。
-----	---

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-カ-(ウ)-3

回答提出方法	都道府県独自システム
回答の提出に当たって発生する業務内容	取りまとめ担当課室で関係課室から取りまとめた調査表を印刷し、取りまとめ担当課室内の決裁を経て、都道府県独自システムに関係資料をアップロードすることで回答を提出している。紙決裁に当たり、調査表を印刷する必要があるが、Excel の調査表が非常に横長となっていることから、決裁者が見やすいような印刷範囲設定の変更作業に手間取り、1人で3時間程度の時間を要している。
回答の提出の負担が大きい理由等	Excel の調査表が横長となっていることから、印刷等に時間が掛かっている。そのため、印刷等が簡単にできるよう調査表の作成に配慮をしていただきたい。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-カ-(ウ)-4

回答提出方法	メール、郵送
回答の提出に当たって発生する業務内容	調査担当者が回答を作成後、他の課室分も含め取りまとめ担当課室内で紙決裁（関係資料を含む。）をしている。決裁後、回答データが入力された本省が運用する専用システムから CSV データを出力し、都道府県にメールで提出している。併せて都道府県からの指示に基づき、関係資料を含む帳票を全て印刷しインデックスを付け郵送で提出している。
回答の提出の負担が大きい理由等	事業者等の数が多く、約 500 ページ分のデータを印刷し、事業者等ごとにインデックスを付ける作業は負担になっている。都道府県の指示であり、紙媒体が必要な理由等は市町村では分らない。

(注) 当省の調査結果による。

キ 集計

(ア) 各府省庁

19 調査の集計方法については、表(1)-キ-(ア)のとおりであり、そのうち、一斉調査システムの調査機能を利用している調査が 3 調査あるが、1 調査については調査表様式が Excel のため同システムの自動集計機能で集計できないものとなっている。

専用システムを利用している 3 調査のうち、1 調査については本省が運用する集計システムを利用するもの、2 調査については調査委託事業者が保有している自動集計システムにより集計するものである。

汎用システムを利用している 2 調査については、MicrosoftForms で回答されるため、MicrosoftForms の集計機能を利用しているものである。

表(1)-キ-(ア) 回答の集計方法

集計方法	調査数
コピー&ペースト	7 (1)
マクロ集計	5
一斉調査システムの自動集計	2 (2)
専用システムの自動集計	3
汎用システムの自動集計	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、一斉調査システムの調査機能を利用している調査数である。

また、集計の負担が大きい調査は 1 調査あり、多数の回答ファイル（シート）をコピー&ペーストで集計表に転記する作業が発生している。コピー&ペーストで集計していても負担が大きい調査については、主に地方支分部局や都道府県が中間集計を実施しており、コピー&ペーストの回数が少ない調査であった。

マクロやシステムにより集計を実施している調査はいずれも集計負担が大きくなり、集計負担の軽減のためには有効な手段と考えられる。

事例(1)-キ-(ア)

集計方法	コピー&ペースト
集計に当たって発生する業務内容	集計業務は 1 人で対応しているが、必要に応じて補助的に 2 人で対応している。 集計業務に当たって、まず一斉調査システムから、都道府県等の 2 種類の Excel の調査表を一括ダウンロードし、それぞれ別のフォルダに格納する。その上で、一つずつ調査表を開き、集計様式に、各シートをコピーしてシートを追加し、参照する項目とシート名を合わせる（INDIRECT 関

	数を使用しているため)。全体が整ったら、そのデータを基に集計様式に落とし込む、という順序で作業している。129 ファイルをコピー&ペーストしているため、時間が掛かり手間となっている。この業務のみをしているわけではないので正確には言えないが、他の業務と並行して 1 週間程度かけて実施している。
集計の負担が大きい理由等	集計業務のうち、129 ファイルからシートのコピー&ペースト、貼付け後のシート名修正には特に時間が掛かっている。マクロなどがあればよいのかもしれないが、その技術を有する職員がおらず、現状では関数で対応している状況である。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 都道府県

市町村の回答データの集計方法については、コピー&ペースト (31/44 都道府県)、本省から配布されたマクロとコピー&ペーストの併用 (6 都道府県)、本省が運用する専用システムを利用 (4 都道府県)、本省から配布された集計用マクロを利用 (3 都道府県) であった。

本省から配布された集計用マクロを利用している都道府県のうち、2 都道府県は都道府県独自の集計ツールを利用し、集計業務を効率化している。

事例(1)-キ-(イ)-1

都道府県独自の集計ツールを利用して集計業務を効率化している例	
集計は、本省から提供された集計ツール（マクロを活用して、複数ファイルの同一表データを一覧にまとめるツールと、1 ファイルの複数表データを一括コピーして集計するツール）を使用し、集計結果を集計用調査表にコピー&ペーストをしているが、本省の集計ツールは、ファイル名が指定されたものでなければ集計することができないため、市町村から提出されたファイル名が指定されたものになっていない場合、まずファイル名を修正する必要がある。 令和 6 年度の調査においては、市町村等から提出された調査表のうち一部のファイル名が指定されたものと異なっていたため、都道府県独自の集計ツールを利用して集計することで、ファイル名を修正する負担を軽減した。都道府県独自の集計ツールは、本調査のために作成したものではないが、ファイル名が異なっても同じシート名から集計することができ、Excel の集計に広く使用できるものである。 市町村から回答があった調査表を都道府県の共有フォルダに保存すると、管内市町村の A 票及び B 票の回答が自動的に一つの Excel ファイルにマクロ集計される集計ツールを都道府県独自に作成しており、同ツールにより作成された Excel ファイルのデータを本省に報告する調査表にコピー&ペーストしている。	

(注) 当省の調査結果による。

集計の負担が大きい都道府県は 15 都道府県あり、その要因として都道府県は、集計表へのコピー＆ペーストの回数が多いこと、調査表数が多いこと、集計時のマクロや集計表のエラーの究明に時間が掛かること、手入力をしなければならない項目があることなどを挙げている。

事例(1)-キ-(イ)-2

集計方法	コピー＆ペースト
集計に当たって発生する業務内容	管内市町村から提出された調査表について、1 市町村分ずつ、取りまとめ用の Excel ファイルにコピー＆ペーストする作業を行った。
集計の負担が大きい理由等	管内全市町村（調査表ごとに 8 シート分）と全事業者の回答データをコピー＆ペーストで集計する必要がある、本調査の対応の中では、最も業務量が多く負担が大きかった。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-キ-(イ)-3

集計方法	コピー＆ペースト
集計に当たって発生する業務内容	市町村等から提出された回答データについて、本省作成の取りまとめ様式（データ貼付け先ファイルなど）にコピー＆ペーストする。 本調査においてはコピー＆ペーストだけでも単純計算で 585 回行う必要がある。これらの業務量に加え、データ修正等に伴う差し替え作業におけるコピー＆ペーストも必要となる。
集計の負担が大きい理由等	そもそも調査表数が多いことが都道府県の負担となっている。また、ほとんどの様式について、各様式全体を 1 回コピー＆ペーストすれば済むようになっているが、一部の様式については項目ごとにコピー＆ペースト（様式全体で 4 回）する必要がある、改善の余地がある。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-キ-(イ)-4

集計方法	本省が運用する専用システム
集計に当たって発生する業務内容	システムで作成した回答データを市町村が CSV ファイルで出力し、都道府県が本省が運用するシステムに取り込めば、自動的に集計される。市町村から提出された CSV ファイルのデータに誤り等がなければ、自動集計されるので負担は少ないが、データに誤り等があればエラーが発生し、その

	都度原因究明・修正が必要になる。
集計の負担が大きい理由等	都道府県は時間を掛けてデータ確認を行っているが、それでも、事業者番号が重複しているなどデータ確認の見落としもあり、システムの集計でエラーが発生する。どの部分が原因でエラーが発生しているのか、システムでは示されないため、エラーがあった市町村のデータを全て見直す必要がある。「まさかここは間違わないだろう」という箇所が間違っていることもあり、原因探しは負担である。 特に、この業務が初めての担当者にとっては、エラー原因の目星をつけるのが難しい。エラーの原因が分からない場合、システムに係るヘルプデスクに相談することもあり、過去の例を基にアドバイスはもらえるが、ヘルプデスクもエラー原因自体を特定することはできない。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-キ-(イ)-5

集計方法	手入力、コピー&ペースト
集計に当たって発生する業務内容	本調査は市町村が公表する様式に回答を入力するもので、本省に報告するデータとして集計する関数が組み込まれていないため、管内市町村の公表様式から回答データを調査事項ごとに手入力又はコピー&ペーストして本省の集計表に取りまとめている。 特に、取りまとめに必要な箇所のみを個別に集計表に手入力しているため、入力ミスも生じやすく、必ず調査担当者のほかに担当係長にもチェックしてもらう必要があり、大きな負担が生じている。
集計の負担が大きい理由等	調査表が市町村の公表用の様式であるため、市町村ごとに取りまとめに必要な事項を関数で集計するシートを別途用意すれば、都道府県はそれをコピー&ペーストするだけでよくなるため、集計の負担はかなり解消するのではないか。 また、都道府県の集計時期が業務の繁忙期と重なっているため負担が大きいと考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

ク データ確認・疑義照会・データ修正

(ア) 各府省庁

19 調査のデータ確認方法については、表(1)-ク-(ア)-1 のとおりである。

表(1)-ク-(ア)-1 データ確認方法

データ確認方法	調査数
目視による突合	16
Excel 関数	8
マクロ	4
システム	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、調査数の合計は 19 調査にならない。

データ確認の負担が大きい調査は 6 調査あり、その要因として本省は、主に都道府県等の確認不足によりエラーが多数発生し、データ確認に負担が発生していることを挙げている。

データ確認の負担軽減策としては、手入力を極力少なくするため、都道府県等の業務システムからデータを自動転記するようなシステムや前年度回答を参照（又は前年度データのプレプリント）できるシステムの導入、エラーが発生した場合は提出できないような仕組みの導入などの意見があった。実際に、MicrosoftForms では条件分岐の設問の設定ができるため、形式的な部分のデータ確認をする必要はないとする事例があった。

一方で、マクロの利用や前年度データをプレプリントした場合の課題として、データ容量が増えてしまい都道府県等で正常に動作しないおそれがあること、調査委託事業者にデータ確認を委託しても内容に係る項目の正確性は判断ができないことを挙げている。

なお、調査実施方法を一齐調査システムに変更したことで、データ確認負担が大きくなった事例もあり、データ確認負担の軽減策として、同システムで設問の分岐設定を可能とし、エラーの発生を少なくするシステム改修を望む意見があった。

事例(1)-ク-(ア)-1

データ確認方法	目視による突合、Excel 関数
データ確認に当たって発生する業務内容	MicrosoftForms から回答データを CSV で抽出し、空欄の有無や誤って登録された回答（例えば誤って全て「0」と回答されたもの）の有無などに加え、Excel の関数を活用して整数で回答すべきものが小数になっていないかなどの観点についての形式チェックを実施した。併せて他の回答内容との整合性（数値が大きいかい離しているものや回答内容に矛盾がないか）等の内容の確認を目視で実施した。確認業務には他の業務と並行して実施したため 2 週間程度を要したが、もしその作業のみを実施する

	とすれば3、4人で2日程度の作業である。
データ確認の負担が大きい理由等	データの整合性を確保するために現状のデータ確認業務はやむを得ないものとするが、本調査に係る情報を常時業務システムで管理し、システムで自動集計されたデータを抽出することが可能になれば本調査を実施する必要がなくなり、かつ、データの整合性向上にもつながると思う。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-2

データ確認方法	目視による突合、Excel 関数
データ確認に当たって発生する業務内容	まずは調査委託事業者が空欄やエラー表示されている箇所などの形式的な回答の不備の有無を確認し、修正が必要な場合は調査委託事業者から都道府県に対してメールで修正依頼を送付している（本省の担当者はCCに入れている。なお、LGWAN を使用しており外部からメールが送付できない4都道府県については、調査委託事業者に代わって本省から送付している。）。修正後の調査表は都道府県から調査委託事業者に提出することとしており、全ての市町村の調査表の形式的な不備が解消された後に、調査委託事業者から本省に対して全ての市町村の回答が一覧化されたデータが送付される。 次に調査委託事業者からデータを受領した本省において、内容の確認を行う。本省においては Excel の関数により前年度との数値の比較や異常値の有無など約20項目の観点から確認をしている。 本省の確認業務は2人で担当している。日数としては、調査委託事業者が取りまとめた全調査対象のデータがあれば、そのデータをチェック項目に従って関数や目視で確認をし、2日から3日程度で都道府県に照会するための基本的なデータは完成するが、事業者等のデータを所在する都道府県ごとに切り分けるのに1週間程度掛かっている。
データ確認の負担が大きい理由等	本省で確認するチェック項目をあらかじめマクロで確認できるよう調査表に組み込むことを検討したが、調査表の容量が非常に重くなってしまう、都道府県等の端末で正常に動作しないことが想定されたため、断念した。調査結果をどこまで精緻なものにするかということとのバランスで考える必要があると考えているが、公表時に注目度の高いデータも含まれており、本省としても一定の確認は必要となる。課内では負担軽減のためにチェック項目を増やし過ぎないようにしている。 また、本省で実施している確認業務を調査委託事業者に委託することも考えられるが、事業の内容に踏み込む必要があることもあるため、調査委託事業者では判断できないと思われる項目もある。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-3

データ確認方法	目視による突合、マクロ
データ確認に当たって発生する業務内容	本省から都道府県に対して、集計用のマクロで形式的なエラーチェックを依頼しているが、一部の都道府県はエラーが発生した状態のままデータを提出している。本省ではマクロでの確認業務に加え、目視でも確認業務を行っており、過去の都道府県等への照会事項を参考に、例えば前年度から回答内容が早々に変わるはずがないと考えられる項目や、異常値などを目視で確認している。 データ確認・疑義照会業務には大変時間が掛かっており、例年公表1か月前まで何度も市町村とやり取りをしている。
データ確認の負担が大きい理由等	都道府県等における回答作成時に手入力していることが、エラーが発生する最も大きな要因であるため、都道府県等の業務システム等から自動的に調査表にデータを転記できるようなシステムがあれば良いと思う。調査表自体に過去の回答データを組み込み回答欄の近くに参考として表示することも考えられるが、前年度の回答データを送信するとなると容量が重くなるため、現実的に難しい。前年度の回答データを参照できるようなシステムがあれば良いと思う。 また、そもそも疑義照会を極力少なくできるように、エラーが発生した場合には提出できないような仕組みにすべきだと思う。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-4

データ確認方法	目視による突合、Excel 関数、マクロ
データ確認に当たって発生する業務内容	調査委託事業者は、公表データの基となる資料の作成とともに、マクロを活用して本省から提出されたデータに矛盾がないか等の確認を実施している。例えば、調査委託事業者の確認業務では、前年度は「0」だった値が「1」以上に変更された事項、又は前年度は「1」以上の値が入っていたが「0」で回答された事項などが検知される。調査委託事業者は確認調査対象ごとに整理した Excel のエラーリストを作成し、1週間程度で本省に送付している。本省は調査委託事業者が作成したエラーリストを都道府県等ごとに短冊に加工し、都道府県等にメールで疑義照会している。 本省では並行して、空欄の有無等の形式的なデータ確認や Excel の関数により前年度からの数値のかい離などの確認を実施しており、エラー

	を検知した際は調査委託事業者のエラーリストと併せて疑義照会を実施している。
データ確認の負担が大きい理由等	3割程度の都道府県で、管内市町村の回答データの確認がされていないことにより空欄等の形式的なエラーが防止できていない点が挙げられる。また、市町村の回答データを確認している都道府県であっても、確認不足のためかエラーが残っている場合が多く、現状では全ての都道府県に疑義照会を実施している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-5

データ確認方法	目視による突合、Excel 関数
データ確認に当たって発生する業務内容	特段エラーチェックツールは保有しておらず、システムから出力した CSV データを Excel で開き、関数とソートを活用して記入漏れの確認を行っている。 全国の都道府県等が調査対象のため、記入誤り、記入漏れの総件数は年間数千件に及び、データの確認・修正業務には約 1 か月を要する。
データ確認の負担が大きい理由等	記入漏れなどが発生する主な要因は、都道府県等の回答データの確認が不十分なためと思われる。システム上、未入力項目等がある場合は注意喚起のポップアップを表示するなどの対策を行っているものの、そのまま提出されている状況にある。 システムは毎年度改修を行っており、入力ミス防止対策等を追加した更新版を毎年度末に配布している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-6

データ確認方法	目視による突合、マクロ
データ確認に当たって発生する業務内容	マクロを実行することで、都道府県等の回答データについて回答結果一覧が抽出される。 必須項目については、入力漏れの確認ができる関数を調査表上に導入しているが、それでも都道府県等によっては必須項目を未回答の状態で提出している場合がある。そのため、集計業務と並行して確認をし、まずは形式的な内容について都道府県に疑義照会を実施している。 形式的な確認や疑義照会が完了次第、目視での内容確認を行っている。前年度の回答データとの比較は特に実施しておらず、例えば回答する必要がない項目に回答してしまっていないか確認を行っている（例：前の設

	問で「はい」と答えた場合にのみ回答する項目に「いいえ」と答えた場合でも回答してしまっている。)
データ確認の負担が大きい理由等	都道府県等の回答漏れが発生する要因として、調査表発出時の報告要領に回答漏れの確認をするよう記載しているが、都道府県等での十分な確認が行われていないことが考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-7

データ確認方法	マクロ
データ確認に当たって発生する業務内容	都道府県等に対しエラーチェックツール等の送付は行っていないため、データ確認は全て本省で実施することとしている。 一斉調査システムを使う前までは、調査表のマクロ上で提出ボタンを押せば本省に直接提出できる仕様になっていたため、エラーチェック完了後、直接本省に提出されていたと思う。エラーが出た場合には提出できない仕様であったため、回答時にエラーチェックも終わっていたはずであり、そのような機能のない同システムを利用することにより発生するエラーの数が増えることが想定され、負担が増えているとも言える。
データ確認の負担が大きい理由等	一斉調査システムで設問の分岐の設定ができると、エラーチェック以上の負担軽減になってくると思う。現状の同システムの仕様では、本省の確認業務の負担が増えている。

(注) 当省の調査結果による。

19 調査の疑義照会方法については、表(1)-ク-(ア)-2 のとおりである。

表(1)-ク-(ア)-2 疑義照会方法

疑義照会方法等	調査数	市町村への疑義照会ルート	
		都道府県経由	市町村に直接
メールのみ	8	7	1
電話のみ	1	0	1
メール及び電話	8	6	2
システム	0	0	0
疑義照会なし	2	—	—

(注) 当省の調査結果による。

また、疑義照会の負担が大きい調査は7調査あり、その要因として本省は、都道府県ごとに照会するためのエラー内容等を記載したリストを作成する必要があること、疑義照会が複数回発生すること、一斉調査システムを利用して都道府県を経由せず調査を実施しているため、全ての疑義照会を本省で実施する必要があることを挙げている。

疑義照会の負担軽減策としては、都道府県等の業務システムから自動でデータが転記されるようなシステムとすること、システム上随時データの確認・修正ができること、エラーが発生している状態で提出できないようにすることなどの意見があった。

事例(1)-ク-(ア)-8

疑義照会方法	メール
市町村への疑義照会ルート	都道府県経由
疑義照会に当たって発生する業務内容	本省の確認において疑義が生じた場合は、都道府県ごとのエラーリストを作成し、都道府県に対してメールで送付している（調査委託事業者はCCに入れている。）。一部の都道府県を除けば、基本的には一往復で完了する内容となっている。 市町村における確認の結果、修正が生じた場合、都道府県を経由して調査委託事業者に対して修正した調査表をメールにて再提出するように依頼している（本省はCCに入っている。）。
疑義照会の負担が大きい理由等	都道府県ごとにメールを作成する必要があるが、メール作成のマクロを活用しているため、メール作成作業はそれほど負担ではないものの、都道府県ごとのエラーリストの作成に時間を要している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-9

疑義照会方法	メール
市町村への疑義照会ルート	都道府県経由
疑義照会に当たって発生する業務内容	本省の集計作業時における回答データの貼付けミス、都道府県の回答漏れ等により、公表資料用データの確認（※）に関し、都道府県とのメールでのやり取りが4往復発生した。疑義照会、データの修正が完了するまでに4週間程度掛かった。 公表資料の作成に向けた都道府県等との確認業務に最も時間を要しており、最も負担となっている。 ※ 本調査は、調査表のデータを集計した公表資料用データでデータ確認や疑義照会

	を行っている。
疑義照会の負担が大きい理由等	システム上のフォーマットに都道府県等が入力した情報を自動的に公表資料に活用することができるのであれば、都道府県等において随時データの確認・修正ができ、データの正確性向上や業務の効率化につながると思う。また、相談窓口の所在地、名称など毎年変わることが考えにくい調査事項での誤りなどで無駄な照会や修正が発生しているため、依頼時に前年度データをプレプリントして送付した方がよいと考えている。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-10

疑義照会方法	メール、電話
市町村への疑義照会ルート	都道府県経由
疑義照会に当たって発生する業務内容	エラーが発生した場合、簡易な場合は電話により照会をし、それ以外の場合は照会内容を一覧化したり、集計表の該当箇所に色を付けたりするなど資料を作成して、該当の都道府県等に対してメールで疑義照会を行っている。令和6年度は数年ぶりに調査する事項があり、ほぼ全ての都道府県等でエラーが発生し、疑義照会を実施した。例年調査している項目に関してはそれほど疑義照会していない。都道府県でも本省への提出前に市町村に対して疑義照会をし、ある程度エラーを減らしているのではないかな。
疑義照会の負担が大きい理由等	都道府県等における回答作成時に手入力していることが、エラーが発生する最も大きな要因であるため、都道府県等の業務システム等から自動的に調査表にデータを転記できるようなシステムがあれば良いと思う。調査表自体に過去の回答データを組み込み回答欄の近くに参考として表示することも考えられるが、前年度の回答データを送信するとなると容量が重くなるため、現実的に難しい。前年度の回答データを参照できるようなシステムがあれば良いと思う。 また、そもそも疑義照会を極力少なくするために、エラーが発生したら提出できないような仕組みにすべきだと思う。(再掲)

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-11

疑義照会方法	メール、電話
市町村への疑義照会ルート	市町村に直接

疑義照会に当たって発生する業務内容	令和 6 年度から一斉調査システムを利用して本省から直接市町村に調査表等を送付しているため、疑義照会も本省から市町村に対して 250 件程度の疑義照会を実施する必要があるが、全て本省が実施するのは現実的でない。しかし、都道府県を経由して疑義照会すると、疑義照会についてのみ都道府県の負担を増やすことになるため、本省から直接市町村に疑義照会せざるを得ず、本省の担当 2 人で 1 日 20 通のメールを送るとしても 1 か月掛かることとなる。 ※ 本調査は、ヒアリングの時点で疑義照会を未実施の調査である。
疑義照会の負担が大きい理由等	疑義照会については、本省又は都道府県のどちらかが行わなければいけない業務であり、どちらかが負担を負わなければならない。類型化・一覧化できる照会内容であれば BCC で一括送信もできるが、個別の内容についての照会が多いため、市町村ごとに疑義照会する必要がある、件数も多くなることが見込まれるのでかなり負担になるのではないかと。都道府県の負担、市町村の負担、本省の負担のバランスはどのようにするのが良いか、悩んでいる。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-12

疑義照会方法	メール、電話
市町村への疑義照会ルート	都道府県経由
疑義照会に当たって発生する業務内容	本省と調査委託事業者によるデータ確認作業の結果、作成したエラーリストをメールに添付して都道府県等に送付している。基本的にはメールで実施しているが、簡潔な内容であれば電話で行う場合もある。 疑義照会に当たっては 1 週間程度の回答期限を設定してメールで実施したが、回答期限までに回答が返ってこない場合があり、その際は督促を実施した。 疑義照会が多いところで 7、8 往復程度のやり取りをしている。データ確認を含め非常に負担が大きく、2 人が本業務に専属する形で対応している。
疑義照会の負担が大きい理由等	3 割程度の都道府県で、管内市町村の回答データの確認がされていないことにより空欄等の形式的なエラーが防止できていない。また、市町村の回答データを確認している都道府県であっても、エラーが残っている場合が多く、現状では全ての都道府県に疑義照会を実施している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-13

疑義照会方法	メール
市町村への疑義照会ルート	都道府県経由
疑義照会に当たって発生する業務内容	都道府県にエラーの該当箇所をまとめた Excel を添付し、メールで疑義照会を行っている。都道府県単位でエラーの該当箇所をまとめた Excel ファイルの作成には 1、2 週間程度の時間が掛かる場合もある。
疑義照会の負担が大きい理由等	記入漏れなどが発生する主な要因は、都道府県等の回答データの確認が不十分なためと思われる。システム上、未入力項目等がある場合は注意喚起のポップアップを表示するなどの対策を行っているものの、そのまま提出されている状況にある。 システムは毎年度改修を行っており、入力ミス防止対策等を追加した更新版を毎年度末に配布している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ア)-14

疑義照会方法	メール
市町村への疑義照会ルート	都道府県経由
疑義照会に当たって発生する業務内容	必須項目の入力漏れの確認ができる関数を調査表上に導入しているが、それでも都道府県等によっては必須項目を未回答の状態で提出している場合がある。本省で要修正箇所を取りまとめた Excel ファイルを作成し、回答漏れの確認を行う（調査表発出時の調査要領に記載あり）ようメール本文に記載して、該当の都道府県等に対してメールにて疑義照会を実施している。 形式的な確認や疑義照会が完了次第、目視でのチェックを行っており、例えば回答する必要がない項目に回答してしまっていないか確認を行っている。本省の確認でエラーが見つかり次第、形式的な確認時と同様に疑義照会を行っている。 なお、要修正箇所を記載した Excel ファイルは基本的に 1 人で作成しており、全都道府県等分のファイルの作成には合計 1 週間程度の時間を要している。
疑義照会の負担が大きい理由等	都道府県等の回答漏れが発生する要因として、調査表発出時の調査要領に回答漏れの確認をするよう記載しているが、都道府県等での十分な確認が行われていないことが考えられる。（再掲）

(注) 当省の調査結果による。

なお、疑義照会後のデータ修正を本省で実施している調査は 5 調査あったが、いずれも軽微な内容の修正を行うものであり、負担が大きい調査はなかった。

(イ) 都道府県

都道府県におけるデータ確認方法としては、基本的に目視による突合を行っており（49/51 都道府県）、そのほか、Excel の関数（19 都道府県）やマクロ（11 都道府県）も利用している場合や、対面又はオンラインによるヒアリングを実施している都道府県（2 調査 4 都道府県）もあった。

また、効率的なデータ確認のため、都道府県独自のエラーチェックツールを作成している都道府県が 8 都道府県あり、このうち 7 都道府県については、本省からエラーチェックツール又はエラーチェック可能な調査表様式が配布されているものの、それに併せて都道府県独自のエラーチェックツールを作成し配布している。その理由としては、本省のエラーチェックツールだけでは前年度データの比較ができないこと、別調査とのデータの整合性を確認する必要があることを挙げている。

事例(1)-ク-(イ)-1

本省からエラーチェックツール又はエラーチェック可能な調査表様式が配布されているものの、それに併せて都道府県独自のエラーチェックツールを利用している事例

調査担当者 1 人が、本省から送付された調査表に設定されているエラーチェック機能を用いた形式チェック及び都道府県が独自に作成した Excel のエラーチェックツールを用いた前年度調査結果との比較を行う。前年度調査結果との比較は、例年、回答提出後に本省から前年度からの状況の変化について疑義照会が多くあるため、事前にチェックを実施する必要がある。しかし、本省のエラーチェック機能だけでは前年度調査結果との比較ができないため、都道府県独自でエラーチェックツールを作成している。

(注) 当省の調査結果による。

データ確認の負担が大きい都道府県は 26 都道府県あり、その要因として都道府県は、目視での確認が必要なこと、記載要領が不明瞭であること、調査表にエラーチェック機能や集計機能がないこと、市町村へのヒアリングを実施していることなどを挙げている。

事例(1)-ク-(イ)-2

データ確認方法	目視による突合、マクロ、オンラインによるヒアリング
---------	---------------------------

データ確認に当たって発生する業務内容	郵送により紙媒体で受領した調査表等については、調査表ごとに空欄などのエラー等がないかなど目視による突合を行う（形式面での確認）。その後、市町村に対しては、オンラインによるヒアリングを行い、都道府県調査担当者が気になった箇所について、例えば、前年度と数値が大きく異なる箇所の理由を聴取するなど内容面からも確認を行う。さらに、ヒアリング後に、確定した調査表等一式を改めてメールにより電子媒体で受領した後、回答データについて、本省から送付されたマクロ付き Excel ファイルで突合エラーチェックを行う。
データ確認の負担が大きい理由等	データ確認については、令和 6 年度の調査では、市町村からの主要な調査表等の回答、目視による突合、市町村へのオンラインによるヒアリング（疑義照会を含む。）、マクロによる突合エラーチェック等に計 2 か月程度の作業期間を要し負担が大きい。

（注） 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(イ)-3

データ確認方法	目視による突合、Excel 関数
データ確認に当たって発生する作業業務内容	回答のデータ確認は、各調査表にある Excel の関数によるエラーチェック事項においてエラーが生じていないか、前年度の回答と比較して増減値の大きいものがないかなど、不自然な箇所や矛盾している箇所がないかを目視により確認している。 また、市町村の回答を集計し、結果概要を作成する際に前年度の回答と増減がある項目については、調査表個票も確認している。 令和 6 年度には、エラーや疑義件数は 85 件程度であり、そのうち 80 件が特定の調査事項に関するものであった。
データ確認の負担が大きい理由等	エラーの多かった調査事項について、市町村ごとに定義の解釈が統一されておらず、市町村ごとに丁寧な説明を要した。本省からも同調査事項に関する疑義照会があり、データ確認・疑義照会・データ修正に職員 1 人で 9 日程度を要し大きな負担であった。 負担の解消に当たっては、本調査実施前に、本省が記載要領等で、制度や定義の解釈を都道府県等に丁寧に伝えることで、都道府県等の回答の負担や本省を含めた疑義照会の負担が軽減される。

（注） 当省の調査結果による。

なお、本省がエラーチェックツールを配布又はエラーチェックが可能な調査表様式で調査を依頼しているものがあるが、データ確認の負担が大きい都道府県（16 都道府県）もある。その理由として都道府県は、エラーチェック機能があるにもか

かわらずエラーを解消しないまま市町村が都道府県に調査表を提出していることを挙げている。

事例(1)-ク-(イ)-4

データ確認方法	目視による突合、Excel の関数
データ確認に当たって発生する業務内容	本省が作成した Excel の調査表にはエラーチェック機能（関数）が組み込まれており、基本的には市町村においてエラーを解消した上で提出することになっている。しかし、エラーが解消されないまま提出されたり、エラーチェック機能が正常に機能していなかったりするケースがあるため、都道府県では市町村から回答ファイルが提出された段階で、エラーの有無を目視で確認している。 また、市町村の回答を集計した後についても、エラーが生じていないか、回答内容の不整合がないかを目視で確認している。エラーが確認された場合や、回答の不整合が見つかった場合には、メール又は電話で市町村に問合せを行い、修正を依頼している。 令和 6 年度の調査では、管内の約半数の市町村に修正依頼を行い、データ修正完了まで約 3 週間を要した。
データ確認の負担が大きい理由等	例年、約半数の市町村が回答にエラーが表示されたまま都道府県に提出しているため、市町村から送付された回答にエラーが生じていないかを確認する作業に追われている。

(注) 当省の調査結果による。

疑義照会的手段としては、メール (44/49 都道府県) 又は電話 (39/49 都道府県) を利用しており、対面又はオンラインによるヒアリングで疑義照会を実施している事例もあった。

事例(1)-ク-(イ)-5

対面又はまたはオンラインによるヒアリングで疑義照会を実施している例	
本省への回答提出の前に、市町村との対面審査の場で疑義照会を実施している。調査の回答とそれに関連する資料を市町村から事前に提出させ、対面で審査を実施し、目視によるデータ確認を行うことにしている。事前に指摘事項をまとめておいて、対面審査の場で伝えるということではなく、対面審査の場で提出資料の整合性等をチェックし、口頭で疑義照会をするという形である。 対面審査では、少ない市町村で 10 件程度、多い市町村で 50 件程度の疑義が発生した。直近の調査では、全く疑義が発生しなかった市町村はない。	

対面審査には、都道府県の担当者が計 8 人参加し、5 日間要した。

(注) 当省の調査結果による。

疑義照会の負担が大きい都道府県は 21 都道府県あり、その要因として都道府県は、調査要領が不明瞭であるためエラーが発生してしまうこと、市町村によるデータの確認漏れ・報告漏れがあること、都道府県が本省から受領した疑義照会用データを管内市町村用に加工する必要があることなどを挙げている。

事例(1)-ク-(イ)-6

疑義照会方法	メール、電話
疑義照会に当たって発生する業務内容	疑義照会は、支庁を経由して実施しているが、i) 市町村ごとの疑義内容を一覧表にして市町村の調査担当者に一斉送付、ii) メール本文に複数市町村に共通する照会事項を記載し送付、iii) 市町村の調査担当者に電話する方法がある。
疑義照会の負担が大きい理由等	本省からの疑義照会が 6 回あったが、照会当日に回答が必要なものがあるなど回答期限が短いものもあることから市町村に負担をかけている。また、記載要領に確認事項としての記載がない事項の照会があるが、最初から記載要領にその旨が記載されていれば回答の提出前に確認することができる。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(イ)-7

疑義照会方法	メール、電話
疑義照会に当たって発生する業務内容	本省から市町村の回答に対する疑義照会事項については、本省から送付されたメールに添付された Excel に記載されており、前年度調査から一定数以上の増減がある場合の理由、条例基準が省令基準を下回っている場合の正誤確認等、照会内容の大分類ごとにシートがあり、各シートに確認が必要な市町村名や事業者等名、確認すべき内容等が記載されている。 一つの Excel ファイルに管内市町村分の全ての疑義照会事項が記載されているため、都道府県から市町村に確認依頼をするに当たり、市町村ごとに該当する項目のみを抽出したファイルを作成している。令和 6 年度は、9 市町村分のファイルを作成し、市町村に個別にメール送付するとともに、市町村における確認の結果、調査表の修正が必要な場合には、修正した調査表の提出も依頼した。

疑義照会の負担が大きい理由等	管内市町村の照会事項が一つの Excel ファイルにまとめて送付されるため、照会事項の該当のある市町村ごとにファイルを作成した上で、個別にメールで送付する必要があるが生じている。また、本省への回答時は各市町村の回答を一つのファイルにコピー＆ペーストでまとめた上で報告する必要がある。 都道府県の負担軽減の観点から、調査表同様、市町村単位のファイルで照会事項を整理するなどの対応を検討してほしい。
----------------	---

(注) 当省の調査結果による。

都道府県においてデータ修正業務をしているのは 26 都道府県であり、市町村がデータ修正すること、都道府県で実施するのは軽微な修正で済むこと、そもそもの修正箇所が少ないこと等の理由から、ほとんどの都道府県が負担には感じていなかった。しかし、管内市町村等がデータ修正した後の調査表について、都道府県が再度取りまとめ・集計していることから負担が発生している事例もあった。

事例(1)-ク-(イ)-8

修正後の市町村の調査表を再度取りまとめ・集計している事例
本省からの疑義照会によって、データ修正が必要となった場合、調査表等の元データの修正については、基本的に作成主体である市町村等が行い、集計データの修正（再集計）は都道府県が行う。 市町村が作成する調査表に修正が生じ、1 市町村でもファイルが差し替えられると、その度に都道府県で回答データの突合エラーチェックと再集計を行わなくてはならず、単純にマクロ実行だけでも相当の時間を要している（マクロ実行に要する時間は、集計対象のファイルを全て読み込むことになるため、再集計の場合も当初のデータ集計時と変わらない。）。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市町村

本省又は都道府県から疑義照会を受けたのは 44 市町村であり、メール（38 市町村）又は電話（23 市町村）で受けていた。

また、都道府県による対面又はオンラインのヒアリングで疑義照会を受けている事例があった。

事例(1)-ク-(ウ)-1

対面又はオンラインのヒアリングで疑義照会を受けている事例
令和 6 年度調査では、回答提出後、7 月に都道府県が市町村に対してオンラインによるヒアリングを実施した。ヒアリングでは、事前に都道府県独自システム上で

回答したヒアリングシートに基づき、前年度と数値が大きく変動した項目等について、都道府県からの確認（疑義照会）を受けた。また、都道府県から本省への回答提出後、本省からの疑義照会が都道府県を通じて 9 月末にあった。内容は、前年度と数値が大きく異なる箇所の確認依頼であり、入力ミスによるものではないことを確認した。

都道府県による対面審査の場で、都道府県職員から調査表等を見ながら疑義照会（誤りの指摘等、差し替えの指示）を受けた。また、都道府県から本省への回答提出後、本省からの疑義照会が支庁を通じてメールで来た。

令和 6 年度は、審査の場で回答内容の誤りを指摘されたため、審査日の当日若しくは翌日に、修正後のデータをメールで送るとともに、修正後のデータを CD-R に格納し郵送した。

また、11 月には本省から支庁を通じて、追加の指摘があり、これを受け、修正後の CSV データを支庁にメールで送付した。

都道府県からの疑義照会を受けるのは対面による審査の間であり、約 1 時間（1 人出席）程度である。

（注） 当省の調査結果による。

また、マクロが組み込まれた調査表が使用できなかったことにより市町村がデータの入力誤りに気が付かず、疑義照会の発生につながったとする事例や、本省や都道府県からの疑義照会を受け、市町村から事業者疑義照会を実施している事例もあった。

事例(1)-ク-(ウ)-2

マクロが組み込まれた調査表が使用できなかったことにより市町村がデータの入力誤りに気が付かず、疑義照会の発生につながったとする事例

都道府県から回答の整合性がない箇所について照会があり、必要な修正を行い都道府県に調査表を再提出した。

調査開始時、マクロが組み込まれた調査表をメールで受信したものの、マクロが有効にならなかったため、マクロのない調査表を使用して調査に回答した。当該照会については形式的な入力ミスの指摘であったため、マクロが有効な調査表が使用できていれば、防げたミスであったと考えている。

本省や都道府県からの疑義照会を受け、市町村から事業者疑義照会を実施している事例

令和 6 年度は 10 月 22 日に都道府県から疑義照会メールがあり（10 月 30 日回答締切り）、項目ごとにシートが分けられた Excel ファイルに照会事項が記載されていた。一部の照会事項については事業者疑義照会にデータの誤りがないか電話で確認し、回答を作成した。

(注) 当省の調査結果による。

また、疑義照会対応の負担が大きい市町村は 2 市町村あり、その要因として市町村は、疑義照会期間が短く照会の意図も不明瞭であることなどを挙げている。

事例(1)-ク-(ウ)-3

疑義照会方法	メール
疑義照会に当たって発生する業務	都道府県からメールで 2 回疑義照会があった。回答方法については、都道府県独自システムで回答するよう指示があった。
疑義照会対応の負担が大きい理由等	1 回目の照会日から回答期限は 8 日後、2 回目の照会日は 1 回目の照会回答期限から 13 日後、最終的な回答期限は 16 日後であり、回答期限と間隔が短く、照会の意図も不明であった。関係課室への追加照会等も必要になったことから、十分な回答期限を設定し、照会の意図を示してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

データ修正を行っている市町村は 32 市町村あり、そのうちデータ修正の負担が大きい市町村は 3 市町村であった。その要因として市町村は、記載要領が不明瞭であることから市町村が正確に回答作成できなかったためにデータ修正業務が発生することや、データ修正の際に幹部までの決裁をとる必要があることを挙げている。

事例(1)-ク-(ウ)-4

データ修正に当たって発生する業務	都道府県から、調査事項の一部の事例について、都道府県が把握している事例と市町村等の回答にそごがある旨の指摘があり、修正し再度提出した。
データ修正の負担が大きい理由等	調査表に記載すべき事項の定義付けが明確にされていなかったため、正確に回答を作成できずデータ修正業務の発生につながった。そのため、調査の記載要領等が充実されれば、より正確な回答が作成でき、データ修正が必要な項目も減ると考えている。

(注) 当省の調査結果による。

事例(1)-ク-(ウ)-5

データ修正に当たって発生する業務	ある調査事項について、小数点第一位の位で記載していたが、地方支分部局から都道府県を通じ、同調査事項は小数点第一位を四捨五入した整数で回答するようデータ修正依頼があり、指摘どおりに修正し
------------------	--

	た。
データ修正の負担が大きい理由等	今回の地方支分部局からの指摘で修正した調査事項は、幹部の決裁を経て提出した調査表に含まれる項目であったため、データ修正の際にも再度幹部まで決裁を上げる必要が生じた。

(注) 当省の調査結果による。

ケ データ利活用

(ア) 各府省庁

調査で得られたデータは、各府省庁において、施策や事業の検討、補助金・交付金の検討、関係会議資料、国会答弁、予算要求等に活用されている。

なお、公表資料以外で都道府県等に対し調査結果データのフィードバックをしているのは1調査（都道府県ごとに管内市町村のデータを提供）だけであった。

(イ) 都道府県

本調査で得られた管内市町村データを約半数の都道府県（40/76 都道府県）が利活用しており、その内容として、研修・会議資料への活用、新規事業・施策の検討、議会対応、基本計画・実施事業等の達成状況の確認、市町村への助言などを挙げている。

事例(1)-ケ-(イ)-1

都道府県において調査のデータを利活用している事例	
	都道府県が毎年開催している市町村の担当課長会議において、市町村の参考となるよう、本調査で得られた管内市町村の結果を会議資料として提供している。
	都道府県は市町村向けに本省や都道府県の補助事業に係る説明会を開催しており、本調査のデータを説明会の資料の一部として活用している。また、この資料は都道府県議会での説明にも用いられる。
	都道府県では市町村への支援事業を実施しており、本調査によって得られるデータで管内市町村の事業の進捗状況等を把握し、事業の予算化や支援対象となる市町村を検討している。
	都道府県が策定している基本計画の成果指標の策定や達成状況の進捗確認のため、本調査から得られるデータを活用している。
	調査結果を踏まえ、法令の定め反しないよう、各種制度が未整備の市町村に対し助言を行っている。また、管内市町村の回答データを基に都道府県議会の想定資料を作成している。

(注) 当省の調査結果による。

本調査で得られたデータを利活用している 40 都道府県のうち、仮に都道府県を

経由せず調査を実施した場合に本調査のデータが得られなくなることで支障があるとする都道府県は 24 都道府県あり、中には、本省から調査結果のデータのフィードバックがあっても支障があるとする事例もあった。その理由として、事業内容等の検討のタイミングに調査結果が得られなくなることで、市町村別のデータが得られなくなることで、市町村の施策への支援がしづらくなることを挙げている。

事例(1)-ケ-(イ)-2

本省から調査結果のデータのフィードバックがあっても支障があるとする事例
現状 8 月頃に提出される市町村の回答により市町村の状況を把握できているが、調査で都道府県を経由しないことでデータが得られなくなる場合、本調査の公表時期である 12 月までデータが把握できなくなるため、翌年度の事業内容の検討等に支障が生ずることとなる。また、本調査の公表内容は、市町村別の情報までは公表されていないため、公表資料だけでは必要な情報は得られない。
都道府県を経由しない場合は、本省の集計終了後に最終的な結果が情報提供されると思われるが、都道府県としては市町村の状況把握が後手になり、市町村の実態をタイムリーに反映した対応策が練りにくくなる。仮に本調査で得られるデータがなくなった場合は、都道府県で独自調査を実施してデータを得る必要が生じ、市町村や事業者等にとっても負担が増加するのではないかと懸念されている。
本省の公表まで市町村の状況が分からないということになれば、不都合だと感じる。市町村支援の観点から、どの市町村がどのような政策・事業に力を入れたのかというような情報は早く知りたい。また、市町村としても現況を踏まえて、都道府県に対する要望をあげてくるため、都道府県としても現況は早く知っておく必要がある。
また、問合せや疑義照会を通じて、市町村との関係構築にも役立っており、本調査を通じて市町村も都道府県に相談しやすくなる。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市町村

本調査で得られたデータを約 2 割の市町村 (26/121 市町村) が利活用しており、その内容として、予算・交付金算定、Web サイト等で公表、近隣市町村の状況把握、戦略・計画の策定、戦略・計画の効果測定などを挙げている。

事例(1)-ケ-(ウ)-1

市町村において調査のデータを利活用している事例
施設の修繕や新設に係る本省の補助事業を活用する際に、本調査で把握したデータを施設の現況を把握するために活用することがある。
都道府県等のオープンデータポータルサイトにおいて、都道府県内の市町村に関するデータを公開している。

るデータをオープンデータとして公開しており、本調査に係るデータについても概要を掲載している。
市町村が全国又は都道府県内でどの程度の位置付けなのかを把握するために調査結果を活用している。
市町村の総合戦略を策定するに当たり、KPI として本調査結果が必要になるため、本調査の結果を活用している。
5 年ごとの計画策定に当たり、本調査のデータを一部参考にしている。

(注) 当省の調査結果による。

本調査で得られたデータを利活用している 26 市町村のうち、21 市町村においては、調査がなくなっても支障はないとしており、調査があることでかえって負担が増えているとする事例もあった。

事例(1)-ケ-(ウ)-2

調査がなくても支障はなく、調査があることでかえって負担が増えているとする事例
市町村が作成している資料に掲載する情報について、本調査のデータを抽出し活用している。しかし、本調査の負担が大き過ぎるため、仮に本調査がなくなり、市町村が作成している資料のために別途データを作成することになっても支障はなく、本調査に対応するよりもむしろ負担は少なくなると考えている。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、データを利活用している 26 市町村のうち、5 市町村においては、調査がなくなることによって支障があるとしており、その理由としては、市町村間での正確な比較が困難になることや、過去のデータが参照できなくなることなどを挙げている。

事例(1)-ケ-(ウ)-3

調査がなくなることによって支障があるとする事例
本調査のデータは決裁を経ているため、公表資料等に活用しやすいといった利点がある。また、本調査がない場合、例えば、市町村ごとにデータの取り方が区々となり、市町村間での正確な比較等が困難になるといった不都合が考えられる。
本調査で取得するデータは、市町村の状況を把握するための基礎的なデータとなっていることに加え、システムにはデータが数十年にわたって蓄積されている。過去のデータについても、補助事業を活用する際に参照することが多いため、本調査がなくなると、施設整備に際して参照するデータがなくなるなどの不都合が生じる。

(注) 当省の調査結果による。

(2) 都道府県経由の理由、必要性等

ア 各府省庁

調査において都道府県を経由する理由、必要性等を確認したところ、都道府県が市町村の状況把握をする必要があること、都道府県を経由しないことで問合せや督促対応等の本省の業務負担が増加すること、調査以外の業務でも都道府県を経由して事務を実施していること、確実に市町村に依頼が届くことなどを挙げている。

実際に、一斉調査システムを利用して都道府県を経由せずに調査を行うことで、督促や疑義照会による本省の負担が増加したとする調査もあった。

なお、全数調査ではない調査（100%の回答率を必要としない調査）（4 調査）については、都道府県等への督促やデータ確認、データ修正などを厳密に実施する必要があることを理由に、都道府県を経由しない場合であっても、本省の業務負担の観点でのデメリットは特段感じていなかった。

事例(2)-ア-1

都道府県が市町村の状況把握をする必要があるとするもの
国の基本計画において、広域的見地からの市町村への支援の実施が都道府県の役割とされていることもあり、都道府県が市町村の提出状況や業務の実態を把握することが必要と考えている。都道府県を経由しない場合、都道府県が市町村の状況把握をできなくなることがデメリットになると思う。
都道府県等の事業の経費について、都道府県が実施するもの、市町村が実施するものに交付措置しており、都道府県も市町村と同様に事業促進に向けた取組を実施している。都道府県全体の円滑な事業推進に向けて施策を実施していく上で、都道府県として市町村の施策の特色や傾向を把握することは極めて重要であり、非常に大きな意義があると考ええる。
法律上、都道府県は市町村に助言する立場にあるため、管内市町村の情報を把握しないといけないと考える。本省の調査表を加工して独自の調査事項を追加している都道府県が複数存在しているため、都道府県においても本調査のデータを把握するニーズはあるのではないかと考える。
直接本省から市町村に調査を依頼すると、都道府県は市町村のデータを把握する機会がなくなってしまうのではないかと考える。本省から調査結果を都道府県にフィードバックすることもあり得ると思うが、仮に本省が本調査をやめたとしても、都道府県が独自に同内容の調査を実施すると考えられるため、今後のことも考えると、都道府県としても本省からの調査として市町村に依頼する方法を続けた方が調査しやすいのではないかと考える。また、都道府県を本調査の集計段階で経由させることが効率的と考えている。
都道府県議会議員等に対し、都道府県の状況を説明するのに活用をしている等、都道府県としても把握しておきたいデータであり、利活用する機会の多いデータと

	聞いている。 都道府県を経由しないことで、都道府県の集計負担が軽減される点がメリットとして挙げられる。しかし、本調査に係る政策の取組は都道府県も関与しており、都道府県としても本調査結果を活用して管内市町村の実態を把握していると思われる。そのため、本省が直接市町村に調査を依頼したとしても、取りまとめ結果を都道府県にフィードバックする必要がある。本省の負担が増え、フィードバックも行う必要があることを考慮すると、都道府県が取りまとめを行う方が業務全体でみれば合理的であると思う。 また、都道府県を経由しないことで調査自体に支障が生じるわけではないが、法律上、市町村は都道府県が作成する基本方針に基づき計画等を作成するため、都道府県を経由して調査を実施するのが自然である。 都道府県を経由することで、都道府県が市町村の状況を経年で把握することが可能となるし、都道府県等での予算要求に活用することもできると考えられる。本調査に係る制度の実施主体は市町村であるが、補助金は本省・都道府県・市町村がそれぞれ負担する仕組みであるため、都道府県も市町村の状況を把握しなければならない。そのことを鑑みると、都道府県にとっても本調査に関与するメリットはあるのではないかと。一部の都道府県では、都道府県を経由せずに本省と市町村で直接やり取りをすることを良く思っておらず、都道府県を経由することを望む意見もあるようである。
	問合せや督促対応等の本省の業務負担が増加するとするもの 現在は、問合せ、督促、市町村分の回答の集計、データ修正で都道府県が対応しているが、もし本省と市町村が直接やり取りをする場合、本省が全ての市町村からの問合せや督促、データ修正などに対応することとなり、業務負担が相当量増加すると考えられる。 都道府県を経由せず本省が市町村とやり取りをする場合、問合せ・督促・疑義照会・データ修正等を全て本省で対応しなければならないことを考慮すると、現実的に難しく、本省の負担が大きくなることが懸念される。 本調査は調査対象機関が 3,000 程度あるため、もし都道府県を経由しない場合は、本省で問合せ等に対応しきれなくなる。 また、現在、都道府県が担っている業務を本省が実施するということであれば、本省と都道府県間の負担の押し付け合いとなるだけで余り意味がない。調査業務を効率化するのであれば、調査手法を一新する必要があると思う。 督促、回答の回収、疑義照会、データの修正依頼等を本省が個別に市町村とやり取りをすることになることが都道府県を経由しない場合のデメリットである。本調査では、都道府県を経由する場合だと約 100 自治体分で済む対応が、都道府県を経由しない場合約 900 自治体分となり、非常に負担が大きくなる。 通常業務から都道府県を経由して市町村とやり取りをしており、都道府県を経由

	して依頼する方が円滑に依頼できるものとする。もし都道府県を経由しない場合、本省において市町村までの宛先の管理をする必要が発生することが、負担増としてデメリットになると考えられる。(再掲) 本省と市町村が直接やり取りをする場合、地方支分部局や都道府県の業務負担は減るが、地方支分部局や都道府県を経由した方が市町村の宛先の管理がしやすく、調査依頼の発出時等のトラブルが発生しにくいのではないかと。また、全市町村の回答集計等を本省が行う必要が発生するため、本省の業務負担の観点からも経由した方が良いと思われる。(再掲) 一斉調査システムを利用して都道府県を経由しなかったことで、問合せ対応、督促、疑義照会を全て本省で実施する必要があると、本省の負担が増えたと考えている。 本省から直接市町村に調査依頼をしたとしても、地方支分部局として支障は特段ないと思う。ただし、地方支分部局の業務は減る一方、直接本省と市町村でやり取りをするとなれば、本省にとってはかなりの負担増だと思う。回答内容の確認や疑義照会を本省のみで実施することは相当非効率ではないか。その負担を、現状は地方支分部局・都道府県に分散させて調査を回しているのが実態だと思う。仮に都道府県が確認しないと困るような内容について、本省と市町村で直接やり取りすることになればトラブルになることも想定されるため、送付方法を工夫する必要があるのではないかと。
	調査以外の業務でも都道府県を経由して事務を実施しているとするもの 調査以外の通常業務において、本省と市町村は直接のやり取りはなく、都道府県を経由して実施していることから、調査業務においても都道府県を経由することがスムーズであると考えられる。 都道府県は日頃からのやり取りを通じて管内市町村の実態や特色を把握できているが、本省は把握していないため、市町村への支援や指導を行う際には都道府県を経由した方が効率的である。市町村としても、制度設計の段階で都道府県と調整して進めているはずであり、都道府県を経由しないとやりづらいのではないかと。
	確実に市町村に依頼が届くよう都道府県を経由する必要があるとするもの 本調査に関しては 100%の回答率を求めるものでなく、市町村に調査が届けばよいと、本省として必ずしも都道府県を経由する必要はないのかもしれない。しかし、一斉調査システムで依頼したとしても確実に市町村の担当者に依頼が到達するか不明であることから、確実に市町村の担当者に依頼が届くよう、都道府県経由で依頼している。
	都道府県で本省と同様の調査を実施しなければならない可能性があるとするもの 都道府県としても把握したい情報があると思われるため、同じような内容の調査を本省と都道府県で重複して実施してしまう可能性がある。

(注) 当省の調査結果による。

また、19 調査ではないが、都道府県を経由せず調査を実施したことにより回答率が低調になってしまったため、都道府県に督促を依頼することとなった事例もあった。

事例(2)-ア-2

都道府県を経由しないことにより回答率が低調となり、都道府県に督促を依頼した事例
過去に、調査委託事業者が市町村に直接依頼をした調査において、市町村の回答が低調で 40%程度しか回答を回収できなかった時があった。そのため、急遽、市町村に対する回答の督促を都道府県に依頼したところ、結果的に回答率が急上昇したという事例があった。現状では、都道府県を経由することで一定の回答率を確保することができるのではないか。

(注) 当省の調査結果による。

イ 都道府県

調査において都道府県を経由する理由、必要性等を確認したところ、最終的に本省から調査結果のフィードバックがあれば調査業務について都道府県を経由して実施する必要はないとする意見があった。

一方、都道府県経由の必要性があるとする意見として、都道府県が市町村の状況を適時・適切に把握する必要があること、都道府県を経由しないことで問合せや督促対応等に係る本省及び市町村の業務負担が増加すること、都道府県のデータ確認により市町村のデータの正確性が確保されること、各府省庁の実施する調査に併せて都道府県独自の調査を実施していることなどを挙げている。

都道府県が市町村の状況を適時・適切に把握する必要性に対する考え方については、調査の内容や都道府県におけるデータ利活用の状況、これまでの経緯によって異なるものと思われる。

事例(2)-イ-1

本省から調査結果のフィードバックがあれば調査業務について都道府県を経由して実施する必要はないとするもの
本省から公表されている資料は大まかなものなので、調査業務に関わることで詳細な内容を知ることができるのはメリットだと思うが、都道府県を経由せず調査業務に関わらなくても、本省から市町村ごとのデータがフィードバックされれば足りる。
都道府県としては、管内市町村の状況の把握のため、調査結果の内訳があると助かるが、調査業務自体に都道府県が関与せずとも、本省が最終的に都道府県内の内訳が分かるデータ（管内市町村ごとのデータ）を提供すれば問題はない。ただし、都道府県単位のデータの提供、フィードバックの時期は早めてほしい。

都道府県が市町村の状況を適時・適切に把握する必要があるとするもの
都道府県を経由することで、毎年タイムリーに市町村の状況を把握できるメリットがある。また、回答の集計やデータ確認などの業務を通して市町村とコミュニケーションをとり、市町村の現況を聴取することができている。都道府県を経由しない場合は、本省の集計終了後に最終的な結果が情報提供されることと思われるが、都道府県としては市町村の状況把握が後手になり、市町村の実態をタイムリーに反映した対応策が練りにくくなる。
市町村の実態が把握できなくなり、市町村に対する助言や他の市町村の状況などに関する情報提供ができなくなることが考えられる。また、議会や外部からの都道府県内の状況に関する問合せ対応のため、詳細な情報を把握しておく必要がある。本省の公表資料しか入手できない場合、市町村の詳細な状況を資料などで確認できなくなることから、現状と同じく都道府県を経由するようにしてほしい。
調査で得られるデータを利活用しているため、都道府県を経由しないことでデータが得られなくなるとすれば、市町村の実態の把握に支障が生ずる。現状では、調査過程で提出される市町村の回答により、未確定のデータではあるものの、市町村の状況を把握できているが、本調査の公表時期までデータが把握できなくなれば、実態を踏まえた翌年度の事業内容の検討等に支障が生ずることとなる。また、本調査の公表内容は、市町村別の情報までは公表されていないため、同内容だけでは必要な情報は得られない。
問合せや督促対応等に係る本省や市町村の業務負担が増加するとするもの
市町村の負担軽減の観点から、本調査の調査事項のうち都道府県では把握できないものに絞った回答様式を作成し市町村に対して依頼しているため、都道府県を経由しない場合、市町村の負担が増えると考えられる。
都道府県を経由しない場合、都道府県による集計やエラーチェックなどのプロセスがなくなることになるが、本省で全調査対象分のエラーチェック等を行うことは現実的ではない。
本調査においては現状、市町村に調査依頼をしておらず、都道府県で把握している情報に基づき回答を作成しているため、都道府県を経由せずに市町村に回答を求めることは、都道府県の負担を減らすメリットよりも市町村において新たな負担を生むデメリットの方が大きいと考えている。
都道府県を経由しない場合、市町村と関わる業務（問合せ対応、調査表のエラーチェック、疑義照会など）は本省が担うことになるが、業務で関わる市町村数は格段に多くなる。このため、本省においては、問合せの電話に対応できない、調査表の修正対応に追われ、回答期限に間に合わないなど支障が生じるのではないかと。
都道府県のデータ確認により市町村のデータの正確性が確保されるとするもの
本省では確認できないかもしれない内容を都道府県がチェックしているため、都道府県を経由することで、データがより正しくなっており、ダブルチェックの役割

を果たすことができているのではないか。
都道府県を経由しない場合、市町村が入力したデータの正確性を引き続き誰かが確認する必要があると思われるが、その業務を本省だけで対応できるとは思えない。
本省の実施する調査に併せて都道府県独自の調査を実施しているもの
都道府県を経由することにより、都道府県が本調査に独自の調査表等を付加する場合に、その対応を行いやすくなるメリットがある。
本調査に合わせ、市町村には、関連して都道府県が作成している資料の修正を依頼しているが、都道府県を経由しないことになれば、別途資料の修正を依頼することになる。

(注) 当省の調査結果による。

また、都道府県を経由しなければならない直接的な理由ではないが、都道府県を経由することの副次的な効果として、都道府県と市町村の関係構築に寄与しているとする意見があった。

事例(2)-イ-2

都道府県と市町村の関係構築の機会となっているとするもの
問合せや疑義照会を通じて、市町村の担当者との関係構築にも役立っている。本調査を通じて市町村とやり取りをすることで、市町村も都道府県に相談しやすくなる。
市町村にとっても、都道府県は普段からやり取りをしている相手であることからコミュニケーションしやすいと思われるので、本省の調査の意図や内容を適切に伝えることができているのではないか。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 市町村

調査において都道府県を経由する理由、必要性等を確認したところ、都道府県を経由する必要性やメリットは特にないとする意見や都道府県を経由することで調査の回答期限が短くなっているとする意見があった。

事例(2)-ウ-1

都道府県を経由する必要性やメリットは特にないとするもの
都道府県を経由しない場合、調査表を確認する者が都道府県から本省に変わるだけで、市町村での業務に変化はない。
もし本省から直接調査表を提出するよう依頼があったとしても、疑問点があった場合の問合せ先が明示されていれば支障はなく、新たな負担は発生しない。

都道府県を経由する場合と経由しない場合とで、市町村における回答作成等の対応に違いはなく、都道府県を経由するメリットやデメリットは感じない。
都道府県を経由することで調査の回答期限が短くなっているとするもの
都道府県において回答期限を設定する必要がある、市町村が回答できる期間は本省への回答期限よりも実質的に早まるというデメリットが発生している。
都道府県を経由しない場合、市町村や事業者等にとっては回答期間が延びるメリットがある。

(注) 当省の調査結果による。

一方、都道府県を経由する必要性としては、特に問合せや疑義照会において、市町村は本省と直接やり取りをすることに心理的な負担を感じる場合があることや日常の業務においてやり取りをしている都道府県は市町村の実情を把握していることから調査業務に当たってのやり取りをしやすいこと、都道府県が把握している情報を基にデータ確認などを実施できることからデータの正確性の確保に寄与していると考えられること、都道府県が管内市町村の状況を把握するのに役立っていることなどを挙げている。

また、都道府県を経由しない場合、調査の回答期限は現在より延びるものの、本省の業務負担の増大を懸念する意見や都道府県から別途同様の調査が実施されるのではないかと（重複した調査が行われるのではないかと）とする意見があった。

事例(2)-ウ-2

都道府県を経由することで市町村の負担軽減に寄与しているとするもの
都道府県において調査事項を絞った回答様式を作成して市町村に依頼していることもあり、本調査における市町村の負担感はほとんどない。本調査が都道府県を経由せず行われる場合、市町村が全ての調査事項に回答しなければならなくなり、負担が発生する。
都道府県を経由するメリットは、疑問点が生じた場合、他の市町村から都道府県に既に問合せがされている場合にすぐに回答があること、都道府県からリマインド等があるため対応を失念することがないことである。
都道府県を経由していると、都道府県の管内市町村の状況などを、都道府県に問合せしやすい。都道府県を経由していないと、調査がどこまで展開されているのかが分かりにくい。
都道府県の担当者は業務に理解があり、回答内容の確認を丁寧に実施してくれるため、やり取りをしやすい。
都道府県の担当者とは、本調査以外にも本来業務で日常的にやり取りをしている関係性もあり、気軽に相談できる。都道府県を経由せずに本省から直接調査を依頼

	されても、相談できる相手がいなくなる可能性があり不安がある。 都道府県を経由することにより、問合せへの回答が即座に得られることや、都道府県の管内市町村の状況を聞くことができるなどのメリットを感じている。都道府県を経由しない場合、全ての市町村からの問合せを本省が対応することとなるため、問合せに対する回答が即座に得られなくなるのではないかな。 調査表を都道府県で取りまとめていることで、一定の問合せについては、都道府県で対応が可能と思われるため、回答がスムーズになるのではないかな。照会先が本省の場合、電話が繋がらないことも考えられ、気軽に電話もしづらく感じる。 都道府県の担当者とは、本調査に限らず、他の業務でも日常的に連絡を取り合っているため、分からないことがあれば都道府県にまず相談したいと考えている。本省に直接相談するのはハードルが高い。また、都道府県としても、市町村の状況を把握するためにも、都道府県を経由せず本省に相談されては困るのではないかな。
	データの正確性に寄与しているとするもの 都道府県を経由することで都道府県の管内市町村の回答の統一がとれるメリットがあるのではないかな。 都道府県を経由しない場合、都道府県による提出前のデータ確認やヒアリングを踏まえた修正等の機会がなくなるため、データが十分精査されないまま本省に提出されることになる。都道府県を経由した方が、調査の成果物として精度の高いデータを本省に提出できるため、市町村としても安心感がある。 都道府県の負担は大きいかもしれないが、都道府県の担当者による提出前のデータ確認によって、市町村では気付かないミス等を修正できるため、本省に直接回答を提出するよりも都道府県を経由した方が提出データの正確性が確保されるのではないかな。
	都道府県が管内市町村の状況を把握するのに役立っているとするもの 都道府県としても、例えば補助金の支給実績など、市町村の状況を把握しておきたいのではないかな。 調査を通じて、都道府県が市町村の制度・事業の利活用状況等を把握することにより、市町村による事業やその他各種照会が円滑に進むのではないかな。 都道府県において、管内市町村の調査に係る事業の財政状況などを把握し、技術的助言の参考にできるのではないかな。 市町村の回答状況等を都道府県が把握しておくことで、必要に応じて都道府県に照会や相談をしやすい。
	都道府県を経由しないことで本省の業務負担の増大や都道府県による同様の調査の実施による負担などを懸念するもの 本省に全国の市町村からの問合せが一気に来ると対応が遅くなることが考えられる。

本省に直接調査結果を提出した場合、本省のチェックの負担が大きくなるのではないか。
都道府県が市町村の取りまとめや市町村からの照会等に対応しないと、本省では事務处理的に対応できないのではないかと。
本調査について都道府県を経由せず実施した場合、本省において市町村から直接調査表を回収することはできても、市町村からの問合せへの対応や回答に関する市町村への疑義照会をすることは、業務量的に困難と思われ、結局は都道府県がその業務を分担せざるを得ないのではないかと。
都道府県を経由しないとしても、都道府県において管内市町村のデータを把握する目的で都道府県独自の調査が新たに発生することになれば、市町村にとって二度手間の対応となるため、業務量が増えるデメリットが生じる。

(注) 当省の調査結果による。

(3) 調査負担軽減に係る取組状況等

ア 外部委託

(ア) 各府省庁

調査負担軽減のため、調査業務の一部を外部委託している調査があり、マクロの作成やシステムの改修など職員では技術的に対応が困難な内容を委託している事例が多くあった。

また、データ確認・疑義照会について調査委託事業者が主体的に実施している場合、本省に大きな負担は生じていない状況であったが、調査委託事業者は形式的な確認のみで、実質的な内容の確認については本省が主体的に実施している場合は委託していない調査と同様に本省に大きな負担が生じている状況がうかがわれた。

事例(3)-ア-(ア)-1

委託内容	調査委託事業者にはマクロ作成、データの集計、形式的な調査表の不備の確認、公表資料の作成などを依頼しており、年間約 200 万円の支出をしている。
外部委託の効果	調査委託事業者と契約していなければ、マクロを組み込んだ調査表の作成が職員ではできない。マクロを組み込んだ調査表がなければ、エラーが更に膨大なものとなり確認に時間を要することが想定される。

(注) 当省の調査結果による。

事例(3)-ア-(ア)-2

委託内容	統計調査システム（データベース）の運用保守の委託業者に、統計調査関係全般の支援を委託しており、その一環でマクロのツール等を作成し
------	--

	てもらっている。 なお、本調査のために委託しているわけではないため、本調査に限った所要経費を切り出すことは困難である。
外部委託の効果	データ確認、公表資料作成を委託することで大幅な負担軽減となっている。調査委託事業者の契約事務等は別の課で実施しており、調査を担当する課室で業務に必要な工数等を計算し、調査委託事業者にマクロの作成等を依頼している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(3)-ア-(ア)-3

委託内容	本調査に加えもう一つの調査の支援業務を同一の調査委託事業者に委託している。依頼している内容としては調査表の作成、集計、回答データの確認、公表資料の作成であり、調査表の作成依頼は二つの調査を同時に実施している。 委託の経費としては2調査分合わせて約1,000万円である。
外部委託の効果	集計やマクロを用いたデータの確認など職員では対応できないことを実施しており、これらの工程で生じる本省の負担を軽減している。一方、令和6年度から調査委託事業者の変更に伴い、業務概要の説明やスケジュールの変更等の負担が発生した。

(注) 当省の調査結果による。

事例(3)-ア-(ア)-4

委託内容	システムに係る問合せのヘルプデスクとシステムの保守・運用・改修を外部委託している。
外部委託の効果	システムに関する問合せ対応の負担が大きく軽減された。システムの改修を省内で行うことは不可能であるため、本調査において外部委託を実施する必要性は非常に大きい。また、委託に当たっての課題は特にない。

(注) 当省の調査結果による。

事例(3)-ア-(ア)-5

委託内容	主にポータルサイトの運用と調査の実施事務を委託している。委託の契約金額は総額約7,300万円で、そのうち調査の実施事務分は約950万円である。
外部委託の効果	調査対象が全都道府県等であり、督促や疑義照会などの膨大な業務負担が軽減されていると認識している。

(注) 当省の調査結果による。

事例(3)-ア-(ア)-6

委託内容	調査委託事業者には、回答回収・督促・回答確認・疑義照会・データ修正・公表資料作成を委託している。令和6年度は調査委託事業者の決定時期が例年より遅くなったが、翌年度は調査表発出の段階から業務の委託を検討している。委託費用は、都道府県等担当者を集める会議の運営や調査業務等を全て含め約1,000万円である。
外部委託の効果	委託により、調査表の設計以外の調査業務についてかなりの負担軽減になっている。前年度の調査の経験を踏まえ、エラーが多かった事項をエラーチェックマニュアルとしてまとめ、委託時に調査委託事業者に渡すことにより、調査委託事業者が丁寧にエラーチェックを実施し、データを整えた。そのため、本省が再度エラーチェックの業務を実施するようなこともなく、本省の負担は前年度よりも軽くなった。詳細には承知していないものの、省全体として、事業との関係で予算が確保でき、外部委託できるならばした方が良く、という流れはあると思われるが、調査単体での外部委託となると難しいように思う。本調査も、事業の一環として取り扱うことで委託が可能となったものである。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 都道府県

都道府県における調査業務の外部委託事例はなかった。

(ウ) 市町村

市町村における調査業務の外部委託事例はなかった。

イ 調査事項の重複排除等の取組

(ア) 各府省庁

各府省庁における調査負担軽減のための調査事項の重複排除等の取組については、内閣府地方分権改革推進室の地方分権改革に関する提案募集で具体的に調査事項の重複の指摘を受けたことを契機に調査事項の削減等を行った事例、他課室の調査への調査事項の移管により調査の合理化を図った事例及び長めの回答期間を設定した事例があった。

事例(3)-イ-(ア)

内閣府の地方分権改革に関する提案募集で具体的に調査事項の重複の指摘を受けたことを契機に調査事項の削減等を行った事例
内閣府の地方分権改革に関する提案募集において、本調査と同じ課で実施してい

る別の調査と本調査に類似の項目があると指摘を受けたため、令和5年度調査において、重複していた調査様式と、調査結果を活用していなかった調査様式を削減した。
他課室の調査への調査事項の移管により調査の合理化を図った事例
他課室で都道府県宛ての類似調査を実施していたため、本調査の都道府県回答分については、当該都道府県宛ての調査に統合し、本調査は市町村のみが回答する調査と整理した。
長めの回答期間を設定した事例
令和6年度の調査期間については他の調査負担を考慮し、回答期間を長めに設定するなど、都道府県等の負担を考慮した調査期間とした。 また、本調査は7月から翌年6月までの1年間を対象とした調査であるが、これは本省も都道府県等も4月が大規模な人事異動期であり、繁忙期であることを考慮した期間として設定している。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 都道府県

都道府県における調査負担軽減のための取組については、都道府県独自システムにより市町村との調査表等のやり取りの効率化を図った事例、データ集計業務を効率化するためマクロ等を作成した事例及び都道府県独自の記載例を作成し市町村に配布している事例があった。

事例(3)-イ-(イ)-1

都道府県独自システムにより市町村との調査表等のやり取りの効率化を図った事例
都道府県では、都道府県と市町村間の業務上のやり取りに都道府県独自システムを使用している。クラウド上で市町村等とファイル共有等が可能であり、メールでやり取りをするよりも業務の効率化が図られている。
データ集計業務を効率化するため都道府県でマクロを作成した事例
負担軽減のための取組としてマクロ集計の仕組みを作成している。1 市町村ごとに Excel ファイルを開いて、コピー&ペーストせずに済むため、負担は相当軽減されている。
都道府県独自の記載例を作成し市町村に配布している事例
都道府県独自で回答の記載例を作成している。記載例には、過去の調査において入力誤りが多かった調査事項に留意点を記載しているほか、他の統計調査等のデータを引用する調査事項には、引用する統計調査の具体的名称や公表時期を付記している。くわえて、報告様式も、「年度」の記載を調査実施年度に修正しており、市町村から報告を受けた後に、可能な限り確認や修正依頼を省略できるよう工夫をして

	いる。
--	-----

(注) 当省の調査結果による。

その一方で、都道府県からは、各府省庁が実施する調査の中には、都道府県独自の調査と調査事項が重複しているものや、各府省庁が実施する別の調査と調査事項が重複しているものがあるとの意見があった。

特に、都道府県独自の調査と調査事項が重複しているものについて、重複を排除できない理由を聴取したところ、都道府県がデータを入手したい時期に対して各府省庁の調査時期が遅いことや、各府省庁が実施する調査よりもより詳細な情報が必要であることなどを挙げている。

事例(3)-イ-(イ)-2

調査の重複が排除できない理由等	
	調査で把握するデータを政策立案や議会等で活用するには現在の調査時期では遅いこと、マクロを含む調査表がネットワークセキュリティの無害化処理の影響によりデータの確認や加工が困難であり活用が難しいことから、重複を排除することができない。
	都道府県としては、本調査のデータよりも詳細な情報が必要であるため独自に調査を実施して把握している。仮に本調査で得られるデータが無くなっても、都道府県独自に把握した情報があれば特段支障はない。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市町村

市町村における調査負担軽減のための取組については、集計負担軽減のため事前にデータ整理をしている事例、事業者等の負担軽減等のため市町村が独自の調査表を作成している事例及び調査事項の解釈や問合せ内容を独自に整理している事例があった。

事例(3)-イ-(ウ)-1

集計負担軽減のため事前にデータ整理をしている事例	
	調査表の作成に当たって必要となる一部のデータについては、毎月作成する資料のデータを調査で指定された内訳で細分化して分類する必要がある、短い作業期間の中で集計することが困難であったため、事前に調査と同じ分類で毎月取りまとめるようにすることにより集計負担の軽減を図った。
事業者等の負担軽減等のため市町村が独自の調査表を作成している事例	
	事業者等の負担軽減のため、市町村で把握できない事項のみ事業者等にデータ提供を依頼すること、事業者等の記載事項の明確化のため様式を分かりやすくするこ

となどを意図し、独自に事業者等依頼用の調査表を作成している。
調査事項の解釈や問合せ内容を独自に整理している事例
調査の担当者によって調査事項の解釈が異なり、調査表に入力する数値の考え方にばらつきがあったため、入力項目の説明資料を作成して調査事項の解釈を整理し、調査依頼時に事業者等に提供した。これにより、調査事項の解釈を市町村内で統一するとともに、事業者等が回答する際の負担軽減及び問合せの軽減につながった。

(注) 当省の調査結果による。

また、市町村からは、各府省庁が実施する調査の中には、各府省庁が実施する別の調査と調査事項が重複している、都道府県独自の調査と調査事項が重複している、他の市町村が実施している調査と調査事項が重複しているといった意見があった。

調査事項の重複についてはできる限り排除できるよう調査実施主体において精査すべきとの意見があった一方、本省の調査事項より市町村独自の調査事項の方が詳細になっていることなどから重複の排除が難しいのではないかと意見もあった。

事例(3)-イ-(ウ)-2

調査の重複が排除できない理由等
本調査と、別の府省庁が実施している調査で、調査事項が一部重複しているものがあるが、調査の依頼元によって調査の目的が異なっていると思われるため、重複を排除できないのではないかと考えられる。
他の管内市町村が、本省が実施する調査と同一の分野について、翌年度の予算編成や事業計画等のために管内市町村の事業の実態（予算や各市町村の関心・検討事項等）を把握する調査を実施することがある。
調査実施市町村の関心事項について、本省の調査より細かい調査事項となっているため、調査結果の各市町村の状況について本省から情報提供を受けたとしても市町村独自の調査はなくならないと考える。

(注) 当省の調査結果による。

(4) 調査業務のデジタル化等について

ア 調査業務のデジタル化等についての意見・要望等

(ア) 各府省庁

調査業務の効率化や負担軽減のための調査業務のデジタル化について改善方策等を聴取したところ、市町村ごとに異なる業務システムを扱っていることが課題となっており、理想的には本省・都道府県等が共通の業務システムを利用することでデータの一元管理やデータ連携によるデータの自動収集を行うことにより調

査自体を不要とすることを挙げている。そのほか、調査で用いるシステム上で入力・集計・データ確認・データ修正ができること、前年度の回答や他の調査のデータを参照（プレプリント）できることなどを挙げている。

事例(4)-ア-(ア)-1

本省・都道府県等の共通的・標準的な業務システムを構築すること。	
調査で把握する情報を常時、業務システムで一元管理し、システムで自動集計されたデータを抽出することができれば調査を実施する必要がなくなり、かつ、データの整合性向上にもつながるのではないかと。	
事業者等をナンバリングした上で、事業者の情報を共通のシステム内に入力しておくことで、事業者で変更があった情報のみ更新できたり、本省がいつでも必要な情報を抽出できたりするシステムが構築できれば理想であると考えている。ただし、事業者は、ICT利用率が低く、事務を担当する人員が足りないという課題がある。	
業務のためのシステムについて、全ての都道府県等において標準化されたシステムを使用し、データの連携ができれば調査という形で依頼しなくてもよくなるのかもしれない。ただし、業務のためのシステムは市町村ごとに異なっており、共通化されていない。(再掲)	
現地調査等の記録簿の作成をタブレットで実施し集計業務を不要とすることや、システムを活用し台帳の管理等を実施することなど、様々な業務でシステム化・デジタル化が進められている。 本調査においても、同システム内で報告するデータを記録・管理することで、データ自動連携等により報告負担や集計負担の軽減につながると理想的である。ただし、システムの導入前から市町村がそれぞれ独自のシステムでデータ管理を行っているため、現在台帳の二重管理が発生しており、システムのデータが必ずしも最新化されていないことなどが課題として挙げられている状況であるため、現段階ですぐに本調査をデジタル化するのは難しい。	
調査で用いるシステム上で回答の入力・集計・データ確認・データ修正ができること。	
調査表の数が多いため、システム上で調査表同士の数字の突合、エラーチェックが自動でできるようにすることや、入力が不要になった部分を非表示にすることができればよい。また、想定していない回答が生じた際に、回答フォームのプルダウンを柔軟に変更することができればよい。また、調査表提出時にエラーがあれば提出不可となり、エラーの該当箇所や修正方法についてアラートが表示されるような仕様だと便利であると思う。	
システム上のフォーマットに都道府県等が入力した情報がそのまま自動的に集計され、報道資料の形で表示できるのであれば、都道府県等において随時データの確認・修正ができるため、データの正確性向上や業務効率化につながる。	
Excel の調査表にて行っている回答の入力や集計業務をシステム上で実施できれ	

	ば、市町村の回答状況の把握がしやすくなり、かつ、市町村からも前年度の回答情報を参照しやすくなるため効率化につながると思う。また、ボタン一つで簡単に表やグラフを作成することが可能になれば本省の集計負担の軽減にもつながると思う。
	本調査で KPI に影響する項目のみを集計しているように、システム内で必要な項目のみ集計をできるようにしたい。
	都道府県等が全国共通のシステム上で調査表を確認し、入力や修正ができるような仕組みが構築されるならば、本省から調査表を発出するという行為を行う必要がなくなり、本省・都道府県等双方の負担がなくなる。
前年度の回答や他の調査のデータを参照（プレプリント）できること。	
	都道府県や市町村の前年度の回答データを更新（更新箇所は色を付ける）する形で回答を提出できるようなシステムがあると、双方の負担軽減につながると思う。
	既に実施した調査とデータ連携し、組み合わせたり加工したりすることで調査の乱立を防ぎ、基礎的なデータはプレプリントすることで都道府県等の二度手間とならないような仕組みがあると負担軽減につながるのではないかと考えている。
	Excel の調査表にて行っている回答の入力や集計業務をシステム上でも実施できれば、市町村の回答状況の把握がしやすくなり、かつ、市町村からも前年度の回答情報を参照しやすくなるため効率化につながると思う。（再掲）

（注） 当省の調査結果による。

また、調査をデジタル化するに当たっての課題については、システムの構築や調査フォームの作成、システムに関する問合せの増など、システム化することによって新たに発生する負担に関する懸念、都道府県等のセキュリティ上の問題、本省で調査システムが乱立していることを挙げている。

事例(4)-ア-(ア)-2

調査業務のデジタル化に当たっての課題	
	新しいシステムを導入したとして、システムの使用法の問合せがシステム運用管理者ではなく調査発注者である原課に来ると対応が難しい。システムの操作方法に関する問合せへの対応により、かえって負担が増えてしまうため、現在の方法がよいのではないかと考えている。
	現状の方法で本省に大きな負担が発生しているわけではないため、システム化するために新たに発生する業務量を考慮すると、必ずしもシステム化する必要はないと考えている。
	仮に共通的な調査システムができた場合、システムそのものについての問合せまで本省で対応することになると想定され、大きな負担になると思う。システム上に

掲載したものはどうお知らせするかにもよるが、もしお知らせがメールならば、メールで調査表を送付するのと結局一緒なのではないか。
調査手法の切替えに伴う問合せ対応等の負担増加やデータの正確性低下が懸念されるため、システム化に乗り出せていないのが現状である。 集計業務等、自動化できる部分があるのであればニーズはあると思うが、都道府県等では紙で決裁を行っている場合も多いため、システム化するのであれば、本省と都道府県等双方の負担が軽減できるような観点で実施することが重要だと思う。
現状ではシステム化するほどの負担が発生している調査ではないため、逆に新しいシステムや調査フォームを活用することにより、本省と都道府県等双方の負担になると思う。現行の Excel 等の調査表の方が、誤りや負担が少ないと思う。現状コピー&ペーストで実施している作業も、マクロの作成や動かなくなった際の修正業務などの対応が生じるようであれば現在の方法で実施するのが確実と考えている。
都道府県等によってセキュリティ上の問題でシステムを利用できない場合があり、その場合、別途メールで調査表を送付する等の対応が発生するため、本省・都道府県等双方の負担となり得る。また、都道府県等は調査の回答に当たり、LGWAN 端末とインターネット端末を使い分ける必要があるため都道府県等の負担になっているという話は聞いたことがある。
各府省庁独自の調査システムが乱立しており、都道府県等側で複数のシステムを活用する必要があることから負担が生じている。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 都道府県

調査業務の効率化や負担軽減のための調査業務のデジタル化について意見・要望等を聴取したところ、都道府県の集計負担を軽減するため自動集計する仕組みが必要であること、調査専用のシステムやアプリを構築すること、データ確認などエラーチェック機能や過年度の回答を参照記入できるシステムを構築することなどの意見があった。

事例(4)-ア-(イ)

調査業務のデジタル化についての意見・要望
市町村の提出確認や各調査表の集計が一括で実施することが可能であれば、調査方法をデジタル化するメリットはあると思う。
現在は Excel の調査表で回答しているが、大掛かりな調査であれば、調査専用の Web サイトやアプリがあっても良いのではないかと。調査項目を簡単に入力できるフォーマットがあれば、必ずしも Excel である必要はない。
調査方法をデジタル化することで、異常値や疑義照会されやすい項目について、

警告が表示されるようになるのであれば、負担軽減になるのではないか。そのような警告がされずに、ダウンロード等して目視でチェックしなければならないのであれば、デジタル化してもそれほど負担軽減にはならない。
過年度の回答を調査システムに呼び出せる仕組みがあれば、市町村における回答の負担を軽減でき、エラーによる疑義照会も減るのではないか。
市町村から事業者等に照会をする際にも、調査フォームを利用でき、CSV 等で簡単に集約できるのであれば、市町村の業務負担の軽減にもつながると考える。 正誤チェックについては誤っているセル等に色付けをした方が視覚的にエラーかどうか分かりやすいため、単純ミスも減ると考える。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市町村

調査業務の効率化や負担軽減のための調査業務のデジタル化について意見・要望等を聴取したところ、一斉調査システムを始めとするデジタル技術の導入に当たって詳細な操作マニュアルの整備や前年度参照機能などの必要性に関すること、業務に使用している様々なシステムが連携されずに並存しているため、これらの情報を一元的に管理するデータベースを構築することなどの意見があった。

事例(4)-ア-(ウ)

調査業務のデジタル化についての意見・要望
一斉調査システム等のデジタル技術を導入する場合、活用方法等に慣れる必要があるため、詳細な手引や研修等があるとよいのではないか。
現在は調査担当課室の共有フォルダに保存されている前年度以前の調査表を閲覧しながら回答を入力しているため、調査方法のデジタル化により、前年度の調査表入力内容がシステム上で参照できるようになれば負担軽減につながる。
業務において様々なシステムが連携されずに並存しており、本調査の回答の基となる資料・データの整理に一定の業務量を要するほか、報告書への転記の際にミスのおそれもある。基幹業務システムの標準化が進められているところだが、各種システムがパッケージ化され、調査への回答も含め必要な情報が容易に出力可能になるとよい。 また、将来的に、各種システムの情報を一元的に管理するデータベースが構築されれば、本省や都道府県等が必要なデータを抽出することが可能になり、市町村が回答する必要のある調査事項は大きく減らせるのではないか。

(注) 当省の調査結果による。

イ 一斉調査システムの活用における課題等

19 調査において、一斉調査システムの調査機能を利用している調査は 3 調査、通知

機能を利用している調査は 5 調査であり、各調査の利用内容は表(4)-イのとおりである。

表(4)-イ 一斉調査システムの利用内容

項目	内容	一斉調査システムの調査機能を利用した調査	一斉調査システムの通知機能を利用した調査
宛先	一斉調査システム上の当該施策に関する担当者	2	5
	一斉調査システム上の総務課等の窓口担当者	1	—
発出先	都道府県まで	1	4
	市町村に直接	2	1
発出方法	一斉調査システムのみ	2	1
	一斉調査システムとメール	1	4
督促方法	一斉調査システムのみ	—	
	一斉調査システム及び他の方法（メール・電話等）	3	
	他の方法（メール・電話等）のみ	—	4
	未実施	—	1
回答方法	一斉調査システム（調査フォーム）	2	
	一斉調査システム（Excel）	1	
	メール又は汎用システム	—	5
集計方法	一斉調査システム	2	
	その他	1	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、調査数の合計は 19 調査にならない。

(ア) 一斉調査システムを利用することとした経緯、理由（各府省庁のみ）

一斉調査システムの調査機能を利用している 3 調査について、同システムを利用することとした経緯、理由を聴取したところ、集計負担の軽減のため、都道府県等の担当者の連絡先を把握していないため、市町村から Excel の調査表では回答しづらいとの要望を受けたためなどを挙げている。

事例(4)-イ-(ア)

一斉調査システムを利用することとした経緯、理由
本調査は従来都道府県を対象とした調査であり、調査対象に市町村が追加された際に、市町村に対してもメールで調査を実施すると、本省の集計負担が大きくなることから一斉調査システムを活用することとなった。また、市町村の担当者名簿を年次更新していなかったため、既に登録されている宛先を活用し確実に市町村に依頼できるよう同システムを利用する必要があった。
都道府県等の担当者の連絡先を知らないことから、一斉調査システムを利用しないと都道府県等に対して調査を実施できないためである。業務上一部の都道府県等とは連絡を取ることはあるが、全都道府県等となると調査の発出手段がない。
令和 5 年度までマクロを含んだ Excel の調査表を使用していたが、市町村から Excel の調査表では回答しづらいという見直しを求める意見やマクロが LGWAN で無害化処理されるといった支障があったため、市町村の負担軽減のため一斉調査システムを利用することとした。督促や疑義照会を具体的にどのようにやるかということまで考えていたわけではなく、同システムのメリットに着目して判断した。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 一斉調査システムのメリット

① 各府省庁

各府省庁における一斉調査システムのメリットを聴取したところ、Excel と比較して回答の抜け漏れが少なく疑義照会の負担が軽減されること、都道府県等における本省からの調査依頼の開封状況の把握が容易であること、回答の Excel ファイルを一括でダウンロード可能であること、調査フォーム形式であれば自動で集計が可能であることなどの意見があった。

事例(4)-イ-(イ)-①

各府省庁における一斉調査システムのメリット
調査フォーム上で回答を行う場合、必須項目を入力しなければ回答できないように設定できるため、Excel に比べて回答の抜け漏れ防止につながることから、本省・市町村双方の疑義照会の負担が軽減できていると思う。
都道府県等における調査の開封状況が分かるため、未開封の都道府県等を把握できるようになったことや、都道府県等の回答ファイルを一度にまとめてダウンロードできるようになったことが挙げられる。それまでは回答のメールに添付されたファイルを一つ一つ共有フォルダに保存していた。
令和 5 年度までの Excel の調査表は記入しづらい部分があったので、一斉調査システムの調査フォームになることで回答・集計などが行いやすくなったと思う。

(注) 当省の調査結果による。

② 都道府県

都道府県における一斉調査システムのメリットを聴取したところ、同システムの活用により、市町村への調査表の発出・回答の回収・集計等の業務負担が軽減したという意見があった。

なお、調査によって都道府県としてもデータを活用していることから、本省からの調査結果の提供を求める意見もあった。

事例(4)-イ-(イ)-②

都道府県における一斉調査システムのメリット	
	都道府県においては、市町村への発出、照会対応、回答の督促、回答データの確認、修正依頼等の都道府県の業務負担がなくなるというメリットがある。
	これまで管内市町村と庁内の回答の取りまとめを同時に実施していたが、一斉調査システムを活用して以降は庁内の回答の取りまとめのみになったため、業務負担が軽減した。
	市町村への調査表の発出、回答の回収、集計等の業務が省略され、負担軽減されたことがメリットである。 なお、都道府県の事業のため市町村の事業の進捗状況等のデータは必要であり、引き続き本省から都道府県に対して最終的に集計等の結果の共有があれば、一斉調査システムを利用すること（都道府県を経由しないこと）によるデメリットはない。

(注) 当省の調査結果による。

③ 市町村

市町村における一斉調査システムのメリットを聴取したところ、回答を作成する負担は変わらないことから、特段メリットはないとする意見があった。

一方、同システムの活用により、市町村から本省に直接回答を提出するため、都道府県を経由するよりも回答期間にゆとりができることや市町村のシステムの都合上、これまで受信できなかったマクロが組み込まれた Excel の調査表の受領ができることをメリットとする意見もあった。

事例(4)-イ-(イ)-③

一斉調査システムを活用しても特段メリットはないとするもの	
	依頼があった方法に基づいて回答するだけであるので、一斉調査システムの活用について特に意見はないが、調査項目がそのまま同システム等を活用しても何ら負担軽減にはならない。

本省はフォームで集計業務ができ、都道府県は経由業務が不要となるなど、調査業務の負担は軽減されると思われるが、調査表の作成業務を行う市町村にとっては必ずしも業務負担が減るわけではない。
一斉調査システムの活用等調査方法をデジタル化しても、調査の依頼を受ける市町村等にとっては、業務負担の軽減にはつながらず、メリットもデメリットもない。都道府県など集計する側は負担軽減につながるとされる。
市町村における一斉調査システムのメリット
一斉調査システムの活用により、都道府県を経由しない場合に本省が示す回答期限が現状と変わらなければ、（都道府県の取りまとめ等の作業期間がなくなる分だけ）市町村の作業に割く時間をこれまでより長く確保できることになる。
一斉調査システムを利用することによって、都道府県を経由する時間がなくなることから、回答期間が長くなるメリットはある。
メールにより調査表の送付がされた場合、マクロが組み込まれた Excel の調査表をメールで受信できないこと、メールの受信容量が少ないことから、大容量ファイル転送システムを利用するなど、調査表等の受領に手間が掛かった。一斉調査システム等を活用することにより、システム上でマクロが組み込まれた Excel の調査表等をダウンロードできるようになればメリットとなる。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 一斉調査システムの課題、利用拡大に当たって必要な機能等

① 各府省庁

各府省庁において、一斉調査システムの課題等を聴取したところ、都道府県を経由しないことで市町村からの問合せや市町村に対する督促、疑義照会などに対応することとなり負担が増加すること、都道府県等が一度通知を開封すると「調査完了」ボックス等に移行するなど同システムの通知だけでは調査依頼を見落としてしまうことがあるため回答率が下がる傾向にあることなどを挙げている。

また、同システムの利用拡大に当たって必要な機能としては、条件分岐、表形式の設問におけるプルダウン、開封後に調査完了フォルダに自動的に移行しない仕組み、回答データを Excel ファイル等で出力できる仕組み、同システム上でのエラーチェック機能、集計様式を指定できる機能（例えば自動的に公表資料ベースの集計が作成されるなど）などを挙げている。

なお、同システムを利用していない 12 調査のうち、6 調査の担当者は同システム自体を認識していない又は同システムの内容を把握していなかった。

事例(4)-イ-(ウ)-①

都道府県を経由しないことで市町村からの問合せや市町村に対する督促、疑義照会などに対応することとなり負担が増加するとするもの
都道府県を経由しないことにより、都道府県はメール転送や集計の負担が減ったと考えられるが、本省は市町村から直接問合せを受けたり、督促や疑義照会を行ったりする必要があるため負担は増えている。 負担を感じているが、前年度以前の方法（メールによる調査）でも一定の負担感があったと思うので、一斉調査システムの利用で一概に負担が増えたとも言えないと思う。ただ、令和6年度の方法では、特に問合せと疑義照会部分は大変になるだろうと思う。どのような調査が同システムで実施することがよいのか、目安が示されるのであれば当室としても参考にしたい。
現状コピー＆ペーストで実施している作業が一斉調査システム上で実施できれば、業務の効率化にはつながると思うが、本調査は細かい数字データの入力が必要である等、調査フォームで対応できるような調査ではないと思う。 また、本調査は都道府県等からの回答修正や回答差し替えが多いため、同システムでどこまで修正に対応できるのかが不明であり、扱いづらい。現行は Excel の調査表であるため回答の修正が容易だが、調査フォームだと回答の修正に手間が掛かるのではないか。（再掲）
一斉調査システムの通知だけでは調査依頼を見落としてしまうことがあるため回答率が下がる傾向にあるとするもの
調査を受領した都道府県等で、一度通知を開封し既読になると、調査内容を確認できるページが「調査完了」ボックスに自動で移動されてしまい、他の通知と紛れてしまう点は不便に感じる。
一斉調査システムを通じた連絡だけでは調査依頼を見落とすことがあるため、都道府県等から、別途メールでも連絡が欲しいとの意見を受けたことがあった。
100%の回答を求めないようなアンケート調査等に一斉調査システムを用いているが、体感として市町村の同システムの利用率が低いことから、本調査のような100%の回収率を求める調査には都道府県のグリップが必要であり、同システムは向いていないように感じる。
省内の他の調査でも一斉調査システムを利用しているものはあるが、回答率はメール等で都道府県を経由して実施するよりも下がる傾向にある。小規模な市町村に確認したところ、同システムが認知されていない様子もある。市町村からすると、（同システムの通知は見落とすことはあるが）都道府県からのメールや依頼は確認しなければならないとの意識があるようである。
分岐の設問の作成、表形式の設問に数字を入れるプルダウンを設定できないことでエラーが多く発生してしまうとするもの

一斉調査システムでは分岐の設問や表形式の設問にプルダウンを設定できるとよい。
一斉調査システムでは関数やマクロが回答欄に入れられないため、現在、関数やマクロを組み込んだ Excel を利用している本調査では活用が難しい。また、督促の負担は減らないようにも思われる。
一斉調査システムの調査フォームについては、自動集計ができる点は便利であると思うが、条件分岐ができない点や、（設問と設問の間に）行追加ができない点、また、エラーチェックができない点が不便である。現在の調査表には簡易的なエラーチェックを入れているが、それでも多くのエラーが発生している状態で提出されるような状況であり、エラーチェックの機能がない同システムを導入すると、更にチェックが大変になり、負担は大きくなると思う。（再掲）
調査フォームについては、エラーチェックができない仕様である上、Excel 等の調査表と異なり調査フォームそのものを（市町村がデータ提供依頼をする）民間の事業者等とやり取りができないことから、市町村の入力の手間が増えてしまうのではないか。
都道府県等における回答提出等の決裁に必要な調査表様式が出力できないとするもの
都道府県等においては、調査フォームで回答する場合であっても、提出に当たっての課室内決裁のために、Excel 等の様式が必要となり、一度 Excel の調査表を作成し、決裁後にシステム上で調査フォーマットにも再度入力する必要がある。また、回答をする関係各課に照会する際には Excel ファイルを作成して展開し、取りまとめる必要があるため、関係各課の回答を自動集約できるものにした方がよいのではないか。
都道府県等によってセキュリティ上の問題でシステムを利用できない場合があり、その場合別途メールで調査表を送付する等の対応が発生するため、本省・都道府県等双方の負担となり得る。また、都道府県等は調査の回答に当たり、LGWAN 端末とインターネット端末を使い分ける必要があるため都道府県等の負担になっているという意見を聞いたことがある。
一斉調査システムの詳細や操作方法を把握していないとするもの
一斉調査システムについての問合せが来ても対応できず、本省の負担が増えるのではないかと。
一斉調査システムについては、そもそもどういうものを把握していない。
一斉調査システム自体は認識しているが、これまで活用したことがなく、かつ、詳細な機能を把握していない。
上記以外の課題等

負担が大きく軽減するのであれば是非利用を検討したいが、都道府県に市町村の状況を把握してほしいものについては都道府県経由で依頼する必要があると考えており、くわえて、都道府県が本調査と併せて独自調査を実施している場合もある。一斉調査システムを利用することにより、都道府県が本調査と別に独自調査をすることとなり、調査が両立することで市町村の回答負担が増えることが懸念される。また、調査に当たって、都道府県等がどのような作業をしているかという実態を把握できていない。
調査表様式や最終的な公表資料の形式を指定して、集計から公表資料へのデータの流し込みまで自動で行う機能があれば、いつか切り替えてもよいのではないか。

(注) 当省の調査結果による。

② 都道府県

都道府県において、一斉調査システムの課題や利用拡大に当たって必要な機能等を聴取したところ、督促などを（本省が実施できず）都道府県が対応するのであれば負担は変わらないこと、複数の課室で調査に対応する必要がある場合に新たな負担が生じること、回答入力のために調査表様式の読み込みができず調査フォームへの手入力による転記が必要となること、エラーチェック機能がないことなどを挙げている。

事例(4)-イ-(ウ)-②

督促などを（本省が実施できず）都道府県が対応するのであれば負担は変わらないとするもの
現在、都道府県を経由している理由は、市町村に対する督促のためと考えられるため、一斉調査システムにより都道府県を経由せずに、直接、本省が市町村に依頼・回答する場合でも都道府県の督促業務は残るのではないかと。
都道府県を経由することなく、市町村に直接依頼されているものの中には、都道府県から市町村に対して回答の督促をするよう指示があるものもあり、その場合は、課内の決裁を経て、市町村に督促を行っており、面倒な面もある。
一斉調査システムの活用により、現在、都道府県が実施しているような集計や疑義照会に係る負担を軽減できる可能性もあるが、少しでも都道府県が対応しなければならぬ部分が残るのであれば、負担軽減にはつながらないのではないかと。
複数の課室で調査に対応する必要がある場合に新たな負担が生じるとするもの
本調査は調査事項に応じて都道府県内の関係部局に展開して取りまとめており、一斉調査システムに変更された場合、同システムの画面上で担当を割り当てることできないことから、速やかな調整ができず新たな負担が生じるおそれがある。

	ある。また、同システムによる調査では入力漏れ防止のため、1画面内の設問が完了するまで次画面への推移や保存ができないものがあることから、複数の課室にまたがる調査事項がある本調査については、入力業務の調整に難がある。 一斉調査システムは、担当ごとにログイン ID・パスワードが設定されていることから、担当でなければ調査のメニュー画面を見ることができないため、本調査のように複数の課室にまたがるものは、メールでのやり取りが中心となる。関係課室が作成したデータを同システムで統合できない仕様となっているため、取りまとめ担当課室が関係課室において作成したデータを手入力する作業が生じることとなり、同システムを導入したとしても負担軽減につながらない。
	回答入力のために調査表様式の読み込みができず調査フォームへの手入力による転記が必要となるとするもの 一斉調査システムでの回答に当たっては、決裁のために Excel の調査表を作成し回答を入力した上で、その回答を参照しながら、回答フォームに転記する業務が発生し、負担が増加すると想定される。Excel 等の調査表の添付により回答を提出できる仕様であれば、このデメリットは解消可能だと考えられるが、それであれば、調査表を各府省庁の担当者メールアドレス宛てに送付すれば足り、同システムを活用しても業務負担の軽減につながらないと考えられる。 一斉調査システムから回答フォーマットを出力した Excel に取りまとめた回答内容について、担当がシステムの回答フォームに転記しており、転記誤りが発生する可能性がある。Excel に出力するだけでなく、Excel から回答フォームへの自動転記機能の追加等により負担や人的エラーは解消するものとする。 本省に回答するに当たり、まず決裁用に一斉調査システムからダウンロードした Excel の調査表に回答を入力し、決裁完了後に改めて同システム上（調査フォーム）で同じ内容を入力して回答している。作業として二度手間になっているため、Excel の調査表をアップロードして回答する方が使い勝手がよい。
	一斉調査システムへの接続方法に関するもの 一斉調査システムは、担当ごとにログイン ID・パスワードが設定されていることから、担当でなければ調査のメニュー画面を見ることができないため、本調査のような複数の課室にまたがるものは、結局都道府県内でメールでのやり取りが中心となり、取りまとめ担当課室の負担が大きい。 都道府県によってはセキュリティ確保の観点から、業務用端末から直接 LGWAN に接続できない仕様となっているため、業務用端末から直接 LGWAN 上の一斉調査システムにログインできない。このため、同システムを利用する課室に共用の LGWAN 端末を設置し、利用することとしており、同システムを利用する調査・アンケートの本数が増えると、職員に負担感と言えないまでも「煩わしさ」が増加する。

一斉調査システムからの通知を開封した際に自動的に「処理中」又は「閲覧済、調査完了」ボックスに移行してしまうことに関するもの
調査担当者以外が一斉調査システムの案件（回答の必要があるもの）を開いた場合にも「新着（未処理）」から「処理中」ボックスに移行してしまうため、複数課宛てに通知メールが送付された場合等に処理状況が把握できない。「新着（未処理）」から「処理中」ボックス移行について、調査担当者以外が開封した場合には「未処理」ボックスに戻せたり、未処理案件の中でもフラグを立てたりする機能追加等により調査等の把握漏れは防げるものとする。 一斉調査システム上で調査担当者以外の者が一度開封すると、回答の必要がないもの（通知）については「調査完了」ボックスに移行してしまい、作業漏れが生じる懸念がある。
一斉調査システムの操作方法や同システム自体の認知度に関するもの 一斉調査システムになじみのない部局や組織も多いと考えており、同システムにアクセスできないと内容すら分からない場合もあることから、システムへのアクセス前提ではなく、通知メールの中に、調査依頼文の内容を補足する等、もう少し丁寧に依頼等の内容の説明を記載してほしい。 一斉調査システムの活用状況は部局によって異なると思うが、現状では、直接メールで送付される調査の方が多く、同システムを活用して発出される調査は、本調査のほかに余り例がなかったため、まだ同システムになじみがない。まずは、各府省庁からの調査は同システムを使うという習慣付けが必要だと思う。 現在は、都道府県等においても、一斉調査システムの通知や内容の未確認、未回答が散見されるところであり、担当者にきちんと届くのか不安である。結局は電話して同システムを確認するように連絡することになるのではないかな。 一斉調査システムで事務連絡等が送付された場合でも通知等のみしかなく、重要な情報は本省からメールでも都道府県宛てに連絡があり、市町村には都道府県からメールでも周知するように依頼されることもある。連絡手段が錯綜して分かりにくい。
エラーチェック機能がないことに関するもの 一斉調査システムの回答フォームに全ての調査事項を設定できる場合は、集計業務について効率化できる可能性があると思われるが、回答フォームにエラーチェック機能がないことから、回答内容に対する疑義照会に時間をとられる可能性もあり、Excel の調査表を使用する場合と比較して一概にどちらが効率化なのかは分からない。 都道府県が確認や取りまとめをしなくてよくなるのであれば、負担は軽減されるが、不正確な情報が本省に報告されるおそれがあるとする。都道府県経由で本調査が行われれば、都道府県が修正等することができる。

これまで都道府県の回答データ確認によって維持されていた回答レベルが低下したり、都道府県の督促等がなくなることで提出時期の遅延が発生したりするおそれがある。
一斉調査システムに係る上記以外の課題
都道府県では市町村の一斉調査システムへの登録状況が分からなかったため、従来どおりメールで市町村に照会を行った。今後同システムを活用していくのであれば、市町村の同システムへの登録状況についても周知してほしい。
一斉調査システムの仕様として、通知の宛先が都道府県なのか市町村なのかが判別できないため、都道府県に届いている同システムからの通知メールが、市町村にも届いているのか一見すると判別できない。
市町村から事業者へ照会をする際にも、調査フォームを利用でき、CSV等で簡単に集約できるのであれば、市町村の業務負担の軽減にもつながると考える。
一斉調査システムを利用している調査だが、本省から都道府県に対する調査であり、都道府県と市町村との関係では基本的に従来の作業（メールで都道府県から市町村に報告依頼、都道府県において市町村分を集計、Excelの調査表を提出）と変わらないため、同システムを利用することによるメリットはない。

(注) 当省の調査結果による。

③ 市町村

市町村において、一斉調査システムの課題や利用拡大に当たって必要な機能等を聴取したところ、複数の課室（事業者等を含む。）で調査に対応する必要がある場合に新たな負担が生じること、回答入力のために調査表様式の読み込みができず調査フォームへの手入力による転記が必要となること、エラーチェック機能がないことなどを挙げている。

事例(4)-イ-(ウ)-③

複数の課室（事業者等を含む。）で調査に対応する必要がある場合に新たな負担が生じるとするもの
調査事項が複数の課室にまたがる場合、それぞれの課室で所管する調査事項のみの入力ができないこと、一斉調査システムに調査表をインポートすることや、複数の調査表を統合する機能がないことなどから、取りまとめ担当課室が複数の調査表のデータを統合し、当該統合結果を同システムに入力しなければならない。
一斉調査システムを活用した場合、メールのように簡易的に事業者等に転送等ができるか懸念がある。また、複数の課室にまたがる場合、Excelの調査表であれば簡単に担当ごとに分割でき、同時並行で業務を進めることができるが、調査フォームの場合は同様の対応が難しいのではないかと。少なくとも、これらのことが解消

	されない限り、現状を変更すると余計な負担が生じることになるため、やめてほしい。
	回答入力のために調査表様式の読み込みができず調査フォームへの手入力による転記が必要となるとするもの ※ 一斉調査システムでは、一時保存機能やフォーム画面を Excel 形式で出力できる機能はあるものの、当該市町村ではこれらの機能を認識できておらず、別途 Excel 調査表の作成やフォーム画面のスクリーンショットによる取得をしているものと思われる。 決裁のために作成した Excel の調査表から一斉調査システムへの転記が必要であるため、業務負担が増えた。同システムから Excel の調査表をダウンロードし、同ファイルで回答作成後、アップロードするだけで済めば、業務負担の軽減につながると考える。 回答に当たっての電子決裁には現状では Excel の調査表を添付している。一斉調査システムの調査フォーム上で回答する場合、別途 Excel 等で回答案を作成した上で、決裁後に同システム上の調査フォームに再入力する必要がある、二度手間であり、また入力誤りの原因になる。 一斉調査システムの調査フォーム上で回答の作成を行うこととした場合、回答を画像データとして保存・決裁添付するしかないため、調査フォーム上で入力した回答内容をファイル形式で出力できるようにしてほしい。 一斉調査システムは、入力内容を一時保存して印刷・ダウンロードできる仕様となっていないため、決裁時には入力画面をスクリーンショットしたものを貼り付けて印刷する必要がある。
	一斉調査システムへの接続方法やログインに関するもの 一斉調査システムからデータを受信する LGWAN 端末は市町村内に設置されている台数が限られ、職員の業務用端末とは直接つながっていない。受信したデータを職員の業務用端末に移行するにしても、当該 LGWAN 端末を他課が利用しているなど、随時確認できるわけではない。また、データを USB にコピーする際もセキュリティチェックなどを実施する手間が生じるため、これまでのようにメールで送ってほしい。 一斉調査システムは、インターネット端末からはアクセス不可であり、別途 LGWAN 端末から閲覧しなければならず、LGWAN 端末とインターネット端末を使い分ける必要がある、不便である。 市町村によってセキュリティなどの通信環境は異なっており、アクセスできない市町村もあると聞いていることから、一斉調査システムの推進に当たり、全ての市町村が同様にアクセスできる仕様になっている必要があると考える。 現状では一斉調査システムを利用したことがないため、同システムの導入により、ID・パスワードの発行申請や連絡先の更新等の業務作業が発生し、不慣れなシステムを利用することになるため、業務負担が増える。

一斉調査システムからの通知を開封した際に自動的に「処理中」又は「閲覧済、調査完了」ボックスに移行してしまうことに関するもの
一斉調査システム上で「新着」、「処理中」、「調査完了」ボックスに分類されるが、「新着」ボックスの通知を他の担当者が開封すると、調査担当者が確認していなくても自動的に「処理中」ボックスに移動してしまい、確認漏れにつながる。 一斉調査システム上で通知等を一度開封すると、最初に開封した担当が確認・回答者となり、「処理中」又は「調査完了」ボックスに移動してしまうため、照会の宛先が複数ある場合、本来の調査担当者が案件を見逃すことがある。
一斉調査システムの操作方法や同システム自体の認知度に関するもの 一斉調査システムは市町村においては余り浸透していない。現状では、同システムからの通知メールを見てその登録内容を確実に確認しているかどうかは不明である。利用するには慣れが必要であり、本省も同システムで通知をしつつ、都道府県を通じて電子メールでも送付している。同システムの導入に当たっては、一気に切り替えるのではなく、都道府県等の利用状況を踏まえながら徐々に行ってほしい。 一斉調査システムについては、市町村の調査担当課室がそれぞれアクセス可能となっているが、現状では、同システム経由で依頼される調査がないため、仮に同システム経由で依頼があった場合、他の依頼案件等に埋没して見落とす可能性もあることから、これまでどおり、メールの方がよいと考える。 一斉調査システムは実際にログインしたこともなく、使い勝手等のイメージがしにくい。以前、同システムからの通知メールが届いていたことがあったが、結局、誰が処理するのか分からず、放置されてしまっていた。
エラーチェック機能がないことに関するもの 本調査については、エラーチェックのためマクロが組み込まれた Excel の調査表が活用されるなど、既にデジタル化が図られている。本調査に一斉調査システム等を活用するのであれば、システム上でエラーチェック等が行えるようにするなど本調査に合わせたシステムの作り込みが必要ではないか。 本調査は、エラーチェックのためマクロが組み込まれた Excel の調査表が活用されるなど、既にシステム化され、調査手法が確立されている印象がある。本調査に一斉調査システム等の調査システムを導入する場合、新システムに慣れるまではかえって負担が大きくなることも考えられる。また、新システム導入に当たっては、現在と同じようなエラーチェック機能が備わっているか、どのくらい使いやすいかといった点も重要である。 一斉調査システムを利用して実施した場合、市町村が提出した回答内容が都道府県において精査されずに本省に提出されることになるため、回答の質が担保できなくなるのではないか。

一斉調査システムに係る上記以外の課題
一斉調査システム内で問合せを実施できるようにしてほしい。問合せについては、メールの場合、回答完了までに要する時間が長い傾向がある。本省と市町村が、相互に問合せ内容を閲覧できるチャット等をシステム内に導入するなど、問合せが迅速に行えるような仕組みを構築してほしい。
一斉調査システムの通知メールの本文には調査のタイトル及び回答期限のみしか記載されておらず、ログインしないと調査の概要を把握できない。メールに概要資料が添付される仕様にするなど、メールを確認した段階で調査の概要を把握できるようにしてほしい。
一斉調査システムの通知メールは、通知等の案件と調査依頼の案件が同じように送られてくるため、対応の要否が分かりづらい。システム上で一見して判別できるようであれば、使い勝手がよくなるものとする。
一斉調査システムにより、本省から市町村に通知等の文書が送付されることがあるが、都道府県からも同じ通知に都道府県の鑑文を添付しただけのものがメールで送付されることがある（都道府県が本省の通知に更なる解釈を示しているようなものではなく転送しただけのもの）。重複が非常に多いと感じており、通知文書の内容が同システムからのものと、都道府県からのもので異なるかの確認や文書受付の手間が生じる。
一斉調査システムの調査フォームについて、調査によっては同一の情報を複数回入力する仕様になっていたため、自動で入力される等の機能があれば負担軽減となる。
一斉調査システムの調査フォームには合計値を算出する計算機能が付加されていないため、回答の作成に用いた Excel ファイルから数値や合計値を直接入力し、入力後の数値確認は、回答の作成に用いた Excel ファイルとの目視による確認となり、多くの手間が掛かる。
一斉調査システムのフォーム上で膨大な数の調査事項に対応するのは大変である。現在、システム化されている調査ものについては、1 ページから 2 ページ程度のアンケート調査が大半であり、調査事項数が多く、内容も非常に細かいものはシステム化されていないと認識している。システム化するのであれば、まずは調査事項のボリュームを減らしてほしい。
一斉調査システムを導入する場合、活用方法等に慣れる必要があるため、詳細な手引や研修等があるとよいのではないかと。

(注) 当省の調査結果による。

ウ その他調査に係る意見・要望等

(ア) 都道府県

都道府県において、調査内容、調査方法、調査の実施時期等に関する各府省庁への改善要望を聴取したところ、調査時期・期間の見直しに関する要望、調査の統廃合に関する要望、調査目的・利活用状況の明確化や調査事項の簡素化に係る要望などを挙げている。

事例(4)-ウ-(ア)

調査時期や調査期間の見直しに係る要望	
	本調査の対応時期は、職員の異動時期であることに加え、決算業務、補助金等の実績報告、他の調査対応等で非常に多忙であることから負担を感じている。
	本調査の実施時期は、都道府県等では翌年度の予算編成に係る業務を行っており多忙であることや、本調査が4月1日時点の内容に基づく回答を求めていることを踏まえると、夏頃に実施した方が回答する都道府県等の負担感が軽減されるのではないか。
	本省から示される回答期限が非常に短い。市町村においても複数の課室にまたがる調査事項となっているが、関係課室への照会の回答期限も短くなっており、市町村における間違いも生じやすくなっていると思う。もっと早く依頼し、市町村の回答期間を確保してほしい。
	調査実施時期が現在より前倒しになれば、政策立案や予算案の根拠データ、議会対応等に活用できる。また、都道府県が実施している同様の調査を本調査に一本化することができ、都道府県等の負担軽減につながる。
調査の統廃合に関する要望	
	本調査の一部の調査事項については、都道府県から他の府省庁の地方支分部局に照会して回答があった内容を記載している。本省から他の府省庁に全都道府県分を照会することが可能であれば、都道府県の手間の削減につながると考える。
	本調査は、他の府省庁が毎年度実施する調査の資料を参考に作成が可能であることから、調査を統一することも可能ではないかと考える。
	本調査は、別途実施している交付金の活動実績報告と報告内容及び報告時期が重複しているため、同報告と統一できるのではないかと考える。
調査目的・利活用状況の明確化や調査事項の簡素化に関する要望	
	調査事項について、調査の目的が不明な箇所がいくつもある。調査事項については、きちんと利活用する内容となるよう精査してもらいたい。
	本調査は、関連制度の改正がある度に、調査数、調査事項、調査表のいずれも増加していると感じる。調査事項を厳選してほしい。

調査事項数が非常に多く、本当にここまでの情報が必要なのか、市町村の回答負担が大きいのではないかと感じる。
その他の改善要望
事業者からの回答から市町村での取りまとめ業務、本省への回答まで、全てシステム化できると業務負担は軽減される。
調査の依頼時に本省から前年度の報告は送付されてこないため、都道府県に残っている前年度の報告実績を参照する必要がある。前年度の報告を本省からの依頼時に送付してほしい。
調査事項を変更する際は、依頼前に教えてほしい。市町村の調査表作成業務に当たり、システム改修やベンダーへの業務依頼の必要が生じる場合もある。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 市町村

市町村において、調査内容、調査方法、調査の実施時期等に関する各府省庁・都道府県への改善要望を聴取したところ、調査時期・期間の見直しに関する要望、調査目的・利活用状況の明確化や調査及び調査事項の簡素化に関する要望、調査依頼の方法に関する要望、調査表様式の見直し等に関する要望などを挙げている。

事例(4)-ウ-(イ)

調査時期や調査期間の見直しに係る要望
調査時期について、予算要求の時期や業務の繁忙期等を避けてほしい。議会对応や災害対応などの他業務のため、確認に時間を要したり、対応が困難になったりする場合がある。回答期間にゆとりがあると、余裕を持って他の調査担当課室への照会対応を行うことができ、回答の精度が上がる。
本調査は締切り期間が短く、作業時間に余裕がないため、調査期間をもう少し延ばしてほしい。
調査目的・利活用状況の明確化や調査及び調査事項の簡素化に関する要望
本省からの調査は、回答したデータの利活用方法などが分かりづらい。また、調査事項数も多いため、本省において利活用し切れていないデータもあるのではないかと感じており、やりがいを感じられない面がある。
データ活用しているのは、本調査で報告を求められている数値の一部であり、詳細なデータが本当に全て必要なのか疑問がある。
本省からの調査の多くが、その目的や利活用方法についての説明がなされていない。きちんとした目的等が示されると、市町村内での説明がしやすくなる。
各府省庁内で、各部局がどのような調査を実施しており、重複する調査事項等がないかなどを照らし合わせてほしい。

調査依頼の方法に関する要望 各府省庁から依頼される調査には、一斉調査システムを通じたもの、メールによる依頼のもの、都道府県独自システムを通じたものの3通りあることから、調査依頼の方法の統一化を図ってほしい。 一斉調査システムにより、本省から市町村に通知等の文書が送付されることがあるが、都道府県からも同じ通知に都道府県の鑑文を添付しただけのものがメールで送付されることがある（都道府県が本省の通知に更なる解釈を示しているようなものではなく転送である。）。重複が非常に多いと感じており、通知文書の内容が同システムからのものと、都道府県からのもので異なるかの確認や文書受付の手間が生じる。（再掲）
調査表の見直し等に関する要望 通知や調査依頼等の事務連絡の内容が非常に難解で、理解するまでに時間を要することが多々あるため、まず簡潔に何について何をすべきなのかを整理して分かりやすく明示してほしい。 調査表が横長であるため、どのデータを入力しているのか見失うなど回答作成時に入力しづらい、回答作成後に目視による突合がしにくい、決裁時に決裁者が確認しづらいと感じている。
その他の改善要望等 業務において様々なシステムが連携されずに並存しており、本調査の回答の基となる資料・データの整理に一定の業務量を要するほか、報告書への転記の際にミスのおそれもある。基幹業務システムの標準化が進められているところだが、各種システムがパッケージ化され、調査への回答も含め必要な情報が容易に出力可能になるとよい。 また、将来的に、各種システムの情報を一元的に管理するデータベースが構築されれば、本省や都道府県等が必要なデータを抽出することが可能になり、市町村が回答する必要のある調査事項は大きく減らせるのではないかと。（再掲）

（注） 当省の調査結果による。